

グローバル

第8号

研究報告



フェリス女学院大学大学院国際交流研究科

巻頭の言葉

本年度のグローバルには、2008年度に国際交流研究科博士前期課程を修了した4名の修士論文の概要を収めました。

2008年秋に修了した永井絵理さんの論文テーマは「ニュージーランドにおける希少鳥類・動物の保護活動」です。これまでニュージーランドの環境法や自然観の変遷に関する研究はありましたが、自然保護に果たす市民活動の役割については、日本ではまったく紹介されていませんでした。永井さんは希少鳥類の回復と生態系の保全成果に着目し、現地調査もまじえて市民活動の経緯や特徴を明らかにし、日本の保護活動への市民参加を提言しています。

2009年春には大野めぐみさん・内田忍さん・テイキさんの3名が修了しました。

そのうち、大野さんの論文テーマは「中国 ホルチン砂地・黄土高原を事例とした日本の対中環境協力」です。本論文は日本の対中国ODAの歴史と問題点を環境保全活動、とりわけ砂漠化の激甚地であるホルチン砂地と黄土高原の取り組みを中心に論じています。対中国ODAの歴史がインフラ整備から環境分野にシフトする中で、大野さんは砂漠化防止に取り組む日本の諸団体の活動を紹介し、NGOを主体としたODAの再構築が必要だとしました。

現職の助産師である内田さんのテーマは「現代の育児をめぐる諸問題」です。日ごろの問題意識をもとに、現場の母親たちに密着しつつ、今日の子育て問題を考察した論文です。1970～80年代に顕著になる母親たちの育児困難、育児放棄、児童虐待といった現象をデータで明らかにし、その発生要因を分析した上で、自身の勤務する病院で母親からの聞き取り調査を行い、病院・保健所・認定子ども園などが子育てコミュニティの核となることを提言しています。

テイさんの論文テーマは「ASEANに対する中国の対外経済政策」で、中国のFTA（自由貿易協定）と「走出去」（対外直接投資）という政策に注目し、両者の補完的展開を論証しようとしています。中国が2000年代に入り一転してFTA重視姿勢を取りはじめた要因、とくにASEANとのFTA締結を重視した経緯を説明し、それまでの外資導入の実態を整理した上で、対外直接投資が対ASEANを中心に展開してきたことを明らかにしました。

本研究科博士前期課程では本年度より、社会人がじっくり研究できる「長期履修制度」を取り入れ、現在2名の男子院生がこれを利用しています。また、国際的な人材を養成するため、留学制度や語学力UPカリキュラムの活性化もはかっています。より幅広い方が、本研究科での履修・研究を通して、国際的に活躍してくださることを願っています。

2009年3月31日

国際交流研究科長

江上幸子

目 次

現代の育児をめぐる諸問題

—より良い育児環境を目指して—

内 田 忍 …………… 1

ニュージーランドにおける希少鳥類・動物の保護活動

—先進事例の背景と特徴—

永 井 絵 理 …………… 9

中国 ホルチン砂地・黄土高原を事例とした日本の対中環境協力

—ODAの歴史からみる今後の協力のあり方—

大 野 めぐみ ……………15

ASEANに対する中国の対外経済政策

—FTA戦略と「走出去」戦略を中心に—

テ イ キ ……………23

現代の育児をめぐる諸問題

—より良い育児環境を目指して—

内 田 忍

指導教員 鈴木美南子

はじめに —なぜ、いま育児環境を考える必要があるのか

現在の日本社会において「少子・高齢化」問題は深刻な問題となっている。2003年、小泉内閣はその問題の解決を図るため、新しい「少子化担当大臣」を設置した。そして1.32で下げ止まるであろう合計特殊出生率¹⁾（以下、出生率と略す）の具体的な目標数値を挙げ、問題の解決を図ろうとした。しかしながら、図1のように出生率は低下の一途をたどっているのが現状である。

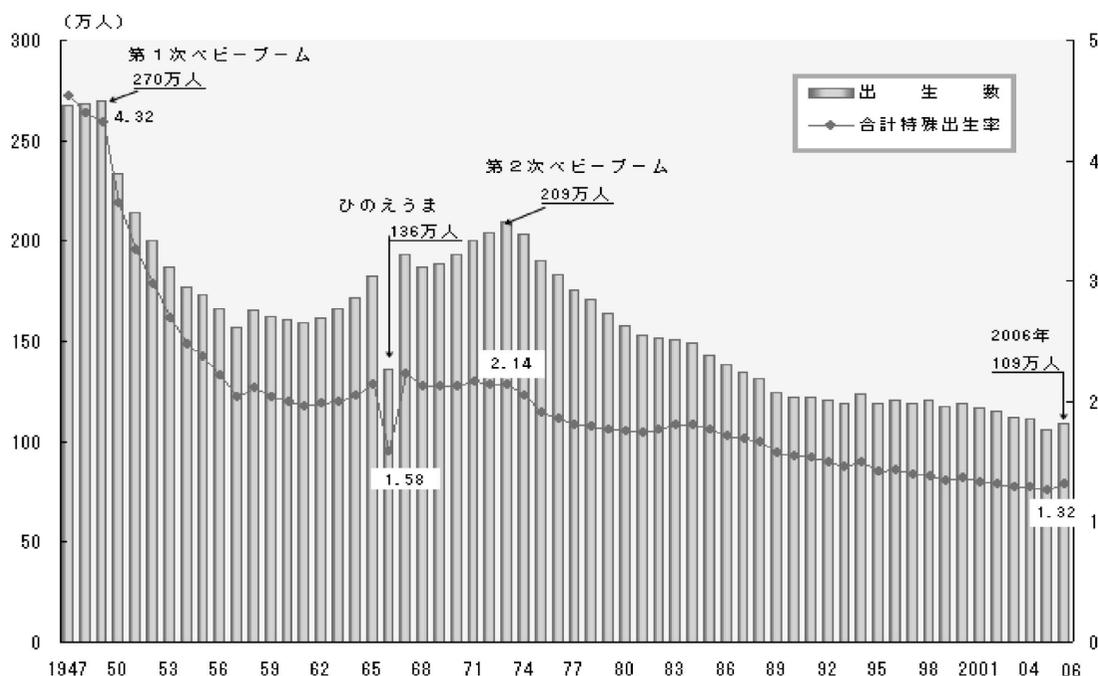


図1. 日本における出生率と出生数の推移

国立社会保障・人口問題研究所「出生数・出生率の推移」²⁾

高齢化に関しては国連の定義によると、65歳以上の高齢人口が全人口の7%から14%を占めると高齢化社会、14%から21%を占めると高齢社会とされるが、日本ではすでに1995年には14.5%となり、高齢社会を迎えている。それに対して少子化の定義は、人口問題研究所による、①子どもの絶対数が少なくなっている、②出生率が低下している、という定義がある。

この2点を見て分かるように、少子化は高齢化とは異なり、数値的な基準はない。そこで日本の少子化のひとつの目安として「ひのえうま」であった1966年の出生率1.57を基準とした考え方がある。そして、これと同じ率まで下回った1990年が「1.57ショック」と言われ、それ以後、出生率は下降の一途をたどったことから、1990年以降を「少子化社会」ということができる。そして2004年調査では、1.29と過去最低の数値を記録した。この発表の前に政府は「出生率は1.32で下げ止まり、その後は緩やかに上

昇するであろう」という見解を発表した。³⁾ その発表にもかかわらず、このような数値が出たことによって政府は新たな改善策を試みて、出生率の上昇を図った。しかしその成果はまだ現れていない。

他面では出生率の低下にもかかわらず、子ども人口が減少している現実の中で子どもへの暴力・育児放棄などを含めた子ども虐待、さらには親の子殺しといった新たな社会問題も浮上してきている。この背景にも母親たちを取り巻く育児環境の問題点があるのではないだろうか。母親たちの育児に対する悩みや問題は多様となり複雑化してきているといえる。

なぜ、少子化は止まらず、母親の育児の悩みが絶えないのだろうか。本論文において、現代の育児をめぐる諸問題を考え、より良い「育児環境」とはどのようなものかを考えていきたい。

第1章 現代の母親たちの育児不安

1. 育児不安の定義

育児不安や育児ノイローゼなどの家族問題、あるいは家族の危機が大きく取り上げられるようになったのは、1970年代に入ってからのものである。この時期、いわゆる「子捨て、子殺し」報道が増加し、その要因論として母性喪失論が宣伝される一方で、育児不安、育児ノイローゼ、母親の育児意識、育児ネットワークなど育児を行う母親の心理や育児を行う当事者の持つ社会関係に焦点をあてた実証研究が、社会学や心理学の分野で開始された。その後、この分野の研究は80年代に本格的にて定着し、今日にいたる積み重ねの中で、育児「問題」の要因をみる視点を、母親個人から育児をめぐる社会関係、社会制度にまで拡大する上で大きな貢献を果たした。

牧野は「育児における〈不安〉は、子の将来あるいは育児の結果に対する漠然とした恐れを意味しており、それは対象（理由）のないはっきりしない非合理的なものであったり、無力感や疲労感などを伴っている⁴⁾と述べている。また、育児期の親の悩みや不安とは、確かに広くて尽きないものであるが、親の育児についての不安や自信のなさが蓄積されていくことは、育児態度の問題としても見過ごせない問題ではないかと指摘している。そして、育児における不安とは、深刻な問題が発生する以前にむしろ、ごく一般的な育児環境の中に多様な形で存在している。つまり、どの母親たちも日々の育児の中で不安を覚えているということになる。なぜ、不安や問題を抱えた母親が多いのかを考えたとき、そこには問題を解決するための手段、つまり漠然とした育児に対する知識を習得する手段が減少しているのではないかと考えた。

2. 育児における「暗黙知」と「形式知」

育児を行うには、言うまでもなく一定の知識が存在する。ここでは、その知識の構造と、習得に関して考察する。ハンガリーの哲学者・社会学者マイケル・ポランニー（Michael Polanyi）は言葉に表せる知覚に対し「形式知」とし、言葉に表せない・説明できない知覚を「暗黙知」とし2つの概念を明らかにした。⁵⁾ 2つの知識体系に育児を当てはめ、検証するために最も細かい援助が必要となる新生児期における育児技術について育児書より引用し、文章化できる項目、数値で表すことの出来る項目、そして表現や数値ではなく感覚的に教える項目の3つに分け、表1に示す。

表1. 新生児期における技術項目⁶⁾

| 文章化・表現できる技術 (暗黙知+形式知) | 数値で表現できる技術 (形式知) | 状況によって表現が変わる技術 (暗黙知) |
|--------------------------|---------------------|---------------------------------------|
| ① 子どもの抱き方 | ① 1回の哺乳量 | ① 泣いている時の原因、あやし方 |
| ② 母乳の与え方 | ② 1日の体重増加 | ② オムツを交換するタイミング |
| ③ 哺乳瓶での与え方 | ③ 排泄の回数 | ③ 子どもの状態による対応(かんしゃくを起こしている時、元気がない時など) |
| ④ 哺乳瓶の消毒方法 | ④ 平熱 | |
| ⑤ 排気方法 | ⑤ 室内の環境(室温) | |
| ⑥ オムツ交換の方法 | | |
| ⑦ 排泄の性状 | | |
| ⑧ 沐浴方法(清潔保持) | | |
| ⑨ 臍処置(臍の性状) | | |
| ⑩ 体温の測定方法 | | |
| ⑪ 月齢の成長発達 | | |

この表を見ると、言語による表現ができる項目が多いが、あくまでも文章であればその説明は長く、複雑なものとなる。初めて行う、しかも子どもという人を相手に行うものを、このような長い文章だけで育児期を過ごすことは不可能に近い。表現はできても、この項目ではその技術を実際に見なければ難しいと言える。育児の知識伝達の難しさには、表3にあるように子どもの状況によって伝えることが変わる、ということにあり、文章化されていないこの内容の相談が多い。つまり、育児における相談としては文章や数値で解決するものは少なく、ここにはどうしても人と人とが実際に母親と子どもに会ってコミュニケーションをとることが、育児の悩みを解消する早道であり、これが育児不安を軽減する要素となる。つまり、直接的なコミュニケーションの場が必要なのである。このように考えると、育児に関するコミュニケーションや親子を取り巻く環境が現代において大きく変化していることが指摘されなければならない。

第2章 わが国における子ども・家族・女性の変化

1. 子ども観の変化

1960年代、高度経済成長による産業化・都市化に伴い、地域共同体が衰退し核家族が急速に増加した。それにより、共同体としての子どもは「家族と国家・学校」の子どもへと立場が変化した。そして70年代に入ると、子どもが働かなくても家庭生活や社会生活が円滑に進められ、机上の勉強に日常の大半を費やさざるを得ない状況となり、絶えず母と子が顔を付き合わせることになった。その結果、「学歴社会」という言葉が登場した。家に囲い込まれた子どもはテレビを核とするマスメディアに吸収され、空想化といった受身的な遊びへと変化することとなった。その後、学歴社会は偏差値による序列化、差別化、一方的な価値観の押し付けに終始し、子どもを追い詰めその結果、母親と子どもの関係も密接となっていった。

2. 女性の変化

女性の立場の変化としては、高学歴化に伴う大学進学率の上昇、結婚年齢の上昇、第1子出産年齢の上昇など、社会背景に伴い、女性の環境も変化しました。ところが、男女共同参画社会による世論調査によると「女性は家で」といった日本の伝統的な考えが拭い去れてない。社会的な背景が変化している

にもかかわらずなぜこのような考えが変化しないのでしょうか。その原因に、日本古来から伝わる「母性愛神話」や「3歳児神話」が大きく影響しているのではないかと考えた。

3. 3歳児神話を考える

いつの世も変わりなく子育ては行われてきた。育児の担い手や方法はそれぞれの時代の文化や社会情勢によって影響を受けて変化するものである。しかし、日本における子育ては時代によって変化することを人々は認めがたいようである。むしろ、子どもを生むのは女性の生理的な特徴であり、出産後の子育ても「お腹を痛めた」母親が行うのが自然の理に適った普遍のあり方だと信じている。

3歳児神話とは、「子供が小さいうちは、特に3歳までは母親が子供のそばにいて、育児に専念すべきだ」とする考え方である。現代の女性のライフサイクルは多様化しているといわれながら、実態はこの3歳児神話の影響によって、子どもを持った女性が育児に専念する傾向は変わっていない。1998年版『厚生白書』では、3歳児神話を真正面に取り上げ、合理的根拠がないと断言している。3歳児神話はかつて行政が加担して作り上げてきたものだが、ここに至って少子化対策もあってか、行政自らがそれを崩そうとしている。3歳児神話を作るも崩すも時代の要請である。男女共同参画社会の現実をどこまで本気で求めるかによって、3歳児神話を崩せるか否かも変わってくるであろう。

第3章 現在の育児不安を把握する —母親たちは、何を求めているのか

1. 育児を行っている母親たちの声（アンケート調査）

実際に育児を行っている母親たちに育児に対する不安や希望することなど具体的に聞くことにより、現在、母親たちが抱えている育児不安について考察する。そして、母親が望んでいることを行政が行えているか、行えていなければどのようなことが必要と考えられるのか、といった答えを導き出す。

また、神奈川県内での都市部（横浜市鶴見区）と地方部（三浦市）と行うことにより、地域での格差が生じているかを把握していく。調査方法は出産後1日目から3日目の経産婦に対し、1対1の聞き取り調査を行った。地域特性は以下に示した。

表2. 横浜市鶴見区と三浦市の地域特性

| | 鶴見区（2008年） ⁷⁾ | 三浦市（2008年） ⁸⁾ |
|--------------------|--|---|
| 人 口 | 267,562 | 48,941 |
| 出 生 率 | 1.28 | 1.07 |
| 産科病院数 | 3 | 1 |
| 保育園数 （人口に対する割合） | 28 (0.104) | 4 (0.081) |
| 幼稚園数 （人口に対する割合） | 20 (0.074) | 12 (0.245) |
| 小児医療補助 | 市内在住で健康保険に加入している条件で1歳までの自己負担分は無料。1歳から就学時までは2割負担。 （通常は、3割負担） | 市内在住で健康保険に加入している条件で0歳から就学前までの自己負担分は無料となる。 |

この結果、子どもと接する時間の差はなかったものの、人口の多い地域では子育てのサポートや相談窓口が少ないという訴えや、インターネットによる情報収集を行う人が多いという特徴、また、子どもを預けることに抵抗のある母親が多いということが明らかになった。そして以下の疑問が生じた。

- ① 育児不安を抱えている母親が多いにもかかわらず、相談窓口は、身内と回答する人が多い。ということは、コミュニティーをうまく利用していない。ここで、従来のコミュニティーである地域共同体がすでに崩壊し、新たなコミュニケーションツールが必要であると考えられる。
- ② なぜ、子どもを預けることに抵抗が強いのだろうか。そこには、子どもを預けるシステムである義務教育前の保育園・幼稚園といった親が選択する教育に問題があるのではないか。

このような疑問から、現在の母親たちの相談窓口という意味での新しいタイプのコミュニティーを持つ、子どもを取り巻く環境においてその機能が果たされていないのではないと考えた。

2. 現在の育児におけるコミュニティーの存在

新たなコミュニティーとしてインターネットを利用したコミュニティーサイトが登場した。それらのコミュニティーサイトでは、育児に関するコミュニティー集団が多数存在し、インターネット上で母親たちが会話や質問など行っている。これらのサイトでの育児に関する質問は、数値で表せる内容は少なく、文章化しても抽象的な表現になってしまう質問が多いことが特徴といえる。このシステムはあくまで顔の見えない、いわゆる「バーチャル」の世界であり、その中で「リアル」に起こっている「育児」に対する問題解決を図ろうとしているのが現状である。特徴は、問題が多様であるということ、また、回答者も同じような育児環境で過ごしている母親が多く、医療従事者といった専門家が回答している例は少ない。リアルに行われている育児の問題をバーチャルな世界で解決することが母親たちをますます孤立化に進める要因となることは間違いない。自身の調査においても、都市部のほうがインターネットで問題解決を図る母親は多く、このことから都市部の母親たちの孤立化が伺える。しかし、このようなコミュニティーはどのような母親たちも同様に情報収集できるものではない。しかし本来、情報というものは平等に与えられるものではないだろうか。皆が平等に、そしてこのようなバーチャルなコミュニティーをリアルなコミュニティーにすることが今後の課題となると考え、現在の育児におけるコミュニティーとしてける新しいコミュニティーとして考えられる病院、保健所、保育園、幼稚園について考察した。中でも、保育園と幼稚園の違いを比較し、この時期に子どもを預ける場合、働いている母親には、教育目的である幼稚園に通わせることは困難であり、ここに選択の余地がないことに気付いた。そこで2006年に幼保一体型である「認定子ども園」が登場する。認定子ども園は幼稚園の教育と保育園の保育を兼ね備えた施設だが、まだ普及はされていない。この施設の普及が今後期待される部分であると感じた。

結 び ―より良い育児環境を考える

以上のことから、結びとし、より良い育児環境とはどのようなことかを次の2点の提案をした。

1. 女性のライフサイクルの変化に合わせた育児支援策がなされていないことが、アンケートや調査で明確になった。働く女性・専業主婦、いずれにせよ、子どもを預ける選択の余地を与え、女性が「母親」という側面だけでなく「女性」として充実して生活することが、育児に活力を与える要件であると考えられる。そのために現在、政府が進めている「認定こども園」の普及を図り、子どもを安心して預けられる場所の確保を進めたい。
2. かつてのコミュニティーの復活ではなく、新たなコミュニティー形成を模索する。母親が必然的に

集まる病院との出産後のサポートを行う保健所との連携が必要である。これらの公的な施設が新たなコミュニティの核としての役割を果たすべきだと考える。また関連して、情報収集の平等化のため情報発信のあり方についても再検討する。どの母親たちも等しく情報を得て、コミュニティに参加できるシステム作りを目指す必要がある。現在の母親たちの情報収集の主流であるバーチャルな関係ではなく、リアルなコミュニティを形成するためには、どの母親も利用する公的施設での情報や関係の統合が求められる。

女性や子どもを取り巻く環境の変化から、出生率の大きな変化は期待できないだろう。しかし、大切なことは子育てしやすい環境を整えることではないだろうか。現在のように母親一人に任せる育児では負担が大きいだけである。育児を担う母親が楽しく育児に取り組むためにはコミュニティ全体で母と子を支え、少しでも育児に対する負担を軽減することが大切な要素であると考えられる。

今回は、育児を担う母親たちの視点で問題を抽出し論じてきたが、育児支援を担う専門職へのアプローチが行えなかった。今後の課題として次にこのような機会があれば、新たなコミュニティの中心的役割を果たす専門職（医師、助産師、保健師、保育士、幼稚園教諭等）の声も聞くことで、双方の立場から検証し、より具体的な育児支援策を考えていきたい。

これまで、母親たちが置かれている育児環境を見て、問題点が明確化できた。今後はこれらの問題点が解決できるように願いたい。自身も病院に勤務する助産師として、今後の育児支援に力を入れたいと思う。

[注]

1) 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数を言う。2007年は、1.34であった。

2) 国立社会保障・人口問題研究所「出生数・出生率の推移」2009年2月15日。

<http://www.ipss.go.jp/syoushika/seisaku/html/111b1.htm> より。

3) 産経新聞ホームページ <http://www.sannkei.co.jp> 2007年9月27日。

4) 牧野カツ子「育児における〈不安〉」、『家庭教育研究所紀要』、1981年。

5) マイケル・ポランニー、高橋勇夫訳『暗黙知の次元』ちくま学芸文庫、2003年。

6) 宮野幸一『0歳～3歳のはじめての育児』ナツメ社、2002年 参照。

7) 横浜市HP「横浜市統計ポータルサイト」

<http://www.city.yokohama.jp/me/stat/jinko/dotai/new/index-j.html#pagetop> より。

8) 三浦市HP <http://www.city.miura.kanagawa.jp/> より。

| | よくある | 時々ある | ほとんど無い | 全く無い |
|--|------|------|--------|------|
| ① 毎日くたくたに疲れる | () | () | () | () |
| ② 朝、目覚めがさわやかでない | () | () | () | () |
| ③ 考え事が億劫で嫌になる | () | () | () | () |
| ④ 毎日張り詰めた緊張感がある | () | () | () | () |
| ⑤ 生活の中にゆとりを感じる | () | () | () | () |
| ⑥ 子どもが煩わしくイライラ してしまう | () | () | () | () |
| ⑦ 自分は子どもを上手く育てて いると思う。 | () | () | () | () |
| ⑧ 子どもの事でどうしたらよい か分からなくなることがある ⇒そのようなときの対処法は？ | () | () | () | () |
| ⑨ 子どもは結構ひとりで育って いくものだと思う | () | () | () | () |
| ⑩ 自分1人で子どもを育ててい るのだという圧迫感を感じてしまう ⇒具体的にどのようなときか | () | () | () | () |
| ⑪ 育児によって自分が成長してい ると感じられる | () | () | () | () |
| ⑫ 毎日毎日、同じことの繰り返し しかしていないと思う | () | () | () | () |
| ⑬ 子どもを育てるために我慢ばか りしていると思う | () | () | () | () |

子どもと一緒にいなければ、という思いについてどのように考えていますか。

3 歳児神話について

知っている：

知らない：

ニュージーランドにおける希少鳥類・動物の保護活動

—先進事例の背景と特徴—

永井 絵理
指導教員 佐藤 輝

はじめに

日本ではようやく成立した生物多様性基本法（2008年5月28日）であるが、このような内容の法律は既に多くの先進国で制定されている。その中でも注目すべきは環境保護の先進国といわれるニュージーランド（以下、NZと記す）である。NZでは、世界初の包括的な法律と言われている資源管理法を筆頭に環境保護先進国といわれるが故の独特の政策が行われている。1991年に制定された資源管理法は、自然資源および天然資源についてのサステナブルな管理、地方分権制、市民参加などに焦点を当てた、世界一進んだ環境手続き法であると言われている¹⁾。

現在、環境保護の先進国と言われるNZだが、この国にも環境破壊の歴史があった。NZは8000万年もの間、他の大陸と隔絶していたため、2種類のコウモリ以外、哺乳類は存在していなかった。天敵が存在しなかったため、独自の進化を遂げた飛べない鳥など、固有の動植物が数多く存在し、約1000年前にポリネシアからマオリが上陸した時は国土の約85%を森が覆っていたと考えられている。マオリは、当時NZに生息していたモアという全長3m、体重250kgほどのエミューに似た飛べない巨鳥を食料や毛皮として利用した。そのため大量に捕獲し、捕獲するために森を焼くこともあった。これが直接的な原因となって今から200年前にモアは姿を消したと言われている。また、マオリがクマラ（サツマイモ）や野菜等を栽培するために森を切り開いて焼畑を作り、ほとんどの森が焼かれた地域もあり、マオリがNZに上陸して以来、森の占める割合は約55%にまで減少した。そのうえ、後にヨーロッパ人の入植が始まったことがさらにNZの環境破壊に拍車をかけることとなった。

1747年にキャプテン・クックがNZに最初に上陸してから次々にヨーロッパ人が上陸し始め、19世紀後半にはヨーロッパ人の入植が本格化した。このことが、NZの環境に今までに無い大きな被害をもたらすことになり、森は農地に変えられて23%まで減少し、湿地も干拓により破壊された。この他にも、入植者が持ち込んだ130種の鳥のうち41種がNZに定着したり、多くの外来植物はNZ原生の植物に代わって優占するようになった。また、犬や猫、ネズミ、ウサギ、シカ、イタチ等、80種近くの動物が持ち込まれたことによって、12種の飛べない鳥のうち8種もの鳥類が絶滅した。このように初めて人間が上陸してからわずか1000年の間に8種の飛べない鳥を含む55種もの鳥類、つまり40%以上の鳥類、カエル類の43%、が絶滅するなど、NZの生態系は大きく破壊された。

以上のような環境破壊の歴史を歩んできたNZでは、現在、画期的なアイデアと共に先進的な方法で環境保護政策が進められているが、野生鳥類・動物の固有種の保護活動に関しても独自性があり特出している。これまで、NZの環境法（平松，1999，2003；グリーンリントン，1999）やマオリの自然観等についての研究事例（平松，2000；玉井，2003）はあるが、とりわけ離島保護区等に焦点を当てた、NZの希少鳥類・動物の保護活動の実態に関する研究事例はほとんど無い。だが、希少鳥類・動物の保護活動に関しては日本の保護活動の現場においても学ぶべき点は多いと考えられる。そこで、本研究では、NZにおける希少鳥類・動物の保護活動について、マオリとの関わり等、NZ独自の背景を踏まえた上で検証し、解析を行うこととした。とりわけ、活動の成果に不可欠と考えられた市民活動にも焦点をあてて、日本ではほとんど知られていない過程や行政との連携に関して述べた。

第1章 ニュージーランドの環境保護活動の歴史・背景

本章第1節では、NZの環境破壊の歴史を踏まえた上で、保護政策が行われるようになった過程について、いくつかの具体的な事例を明らかにした。すなわち、マオリの聖地であるトンガリロ国立公園の指定、国内最大の環境保護団体、王立森林・野鳥保護協会の設立、マナポウリ湖における水力発電所建設反対のマナポウリ・キャンペーンについて紹介した。第2節では、環境行政改革の一環として、1987年に政府の一機関として設立されたDoC（自然保護省）の構成および、役割、そして取り組みについて紹介した。すなわち、飛べない鳥類（キウイ・タカヘ・カカポ）の保護活動、国立公園の管理、海洋保護システムなど、多岐にわたる活動内容について報告した。そして第3節では、NZの環境保護政策における先住民マオリとの関わりについて、とりわけマオリの自然観についてワイタンギ条約および資源管理法の内容に触れつつ調査した。つまり、神と自然の分け隔てなく土地や海と共に暮らしてきたマオリ独特の自然観は、NZの環境問題や環境保護政策を語る上で切り離すことはできないことを明らかにした。また、“kaitiakitanga”というマオリの思想（自然資源をそれ固有の性質によって永久的に使用できるように保護する）はNZの環境保護政策のみならず、世界各国で行われている環境保護の取り組みにおいても欠かすことのできない重要な思想であると考えられた。

第2章 ティリティリマタンギ島の先進事例

本章では離島保護区として成果を上げているティリティリマタンギ島（以下、ティリ島）の先進事例²⁾について、自然条件、環境保護活動の歴史、および市民活動の役割について検証した上で、現地調査の結果に基づいて活動の成果および今後の展望について考察した。すなわち、ティリ島ではヨーロッパ人の入植によって1854年から1970年代まで行われた牧草地化によって、ヒツジや牛、豚等の家畜が多く持ち込まれ、1981年までに外来植物の占める割合も45%にまで増加した。そのため94%もの原生の木々が失われ、元来た鳥類も住む場やエサを失い深刻な被害を受けた。このような状況を受け、ティリ島ではDoCとSoTM（サポーターズ・オブ・ティリティリマタンギ）が提携して保護活動が行われるようになった。1984年からの10年の間にはボランティアによって植樹が行われ、ティリ島の60%の森を再生させることに成功した（図1）。この他、SoTMでは希少種の管理や調査、小規模の建設計画、観光客のためのガイドツアー等、を行っている。つまり、ティリ島における保護活動での成果にはSoTMの多岐にわたる役割が必要不可欠であったことから、市民活動の積極的な取り組み、育成の重要性を明かにした（表1）。また、現地調査を通して、観光客のみならずSoTMのスタッフの人々も皆がティリ島での時間を楽しんでおり、高い志をもってティリ島での保護活動に参加していることを知った。

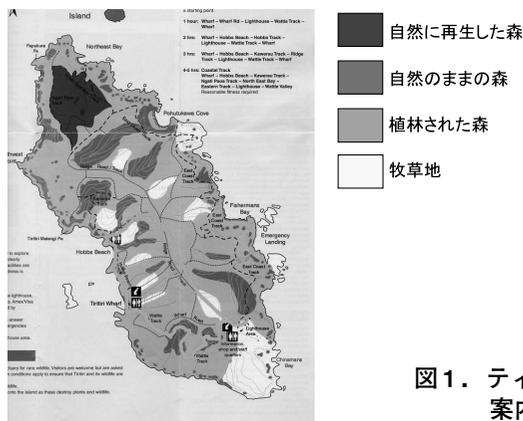


図1. ティリティリマタンギ島の案内図³⁾

表1. SoTMのこれまでの活動実績⁴⁾

| | |
|-------|---|
| 1989年 | 40羽のホワイトヘッド ⁵⁾ を放す。Wattle Trackが完成。 |
| 1990年 | ブラウンテール ⁶⁾ を放す。ブルーペンギン ⁷⁾ のViewing boxが完成。 |
| 1991年 | 2羽のタカヘ ⁸⁾ を放す。新しい発電機を導入 |
| 1992年 | Ecotourism Awardsを受賞。 初めてタカヘのヒナが孵る(しかし、生後10ヶ月で亡くなる)。 44羽のノースアイランドロビン ⁹⁾ を放す。 |
| 1993年 | 16羽のリトルスポテッドキウイ ¹⁰⁾ を放す。 ベルバード ¹¹⁾ が繁殖。 キオレ(パシフィック・ラット)の根絶が100%成功。 |
| 1994年 | Kawerau Trackが完成。最後の植樹式が行われる。 |
| 1995年 | 37羽のスティッチバード ¹²⁾ を放す。 |
| 1997年 | 3羽のコカコ ¹³⁾ を放す。 |
| 1998年 | 新しい波止場を建設。4羽のコカコを放す。 SoTM会員がLoder Cup ¹⁴⁾ を受賞。SoTMの10周年。 |
| 1999年 | 50名のガイドと共に、初めてガイドのミーティングが行われる。 |
| 2000年 | ARC Environmental Award ¹⁵⁾ を受賞。カカリキ ¹⁶⁾ が繁殖。 |
| 2001年 | 13羽のファンバード ¹⁷⁾ を放す。数十億匹のアルゼンチンアリを駆除。 |
| 2002年 | ウォルター夫妻がThe Queen's Service Medal for Public Service ¹⁸⁾ を授与される。5ヵ年プラン ¹⁹⁾ が作成される。 島の東北部に湿地帯を造成。 |
| 2003年 | 波止場にシェルターを建設。 60匹のトゥアタラ ²⁰⁾ を放す。 |
| 2004年 | 32羽のトムティット ²¹⁾ を放す。 ビジターセンター開館 |
| 2005年 | カロリ・ワイルドライフ・サンクチュアリへ数羽のスティッチバードを移す。 |
| 2006年 | デュヴァウセル・ゲッコ ²²⁾ 、スキング ²³⁾ を放す。 島内で初めてトゥアタラが繁殖に成功。 20年以上、保護の先導者として活動していたウォルター夫妻が引退 |
| 2007年 | 3羽のタカヘをマーチソン・マウンテンへ戻す。 |

第3章 カロリ・ワイルドライフ・サンクチュアリの先進事例

本章では、“メインランド・アイランド”というプロジェクト(すなわち、本土内に離島のような孤立した保護区を作ること)において成果を上げているカロリ・ワイルドライフ・サンクチュアリ(以下、カロリ・サンクチュアリ)の先進事例²⁴⁾について、歴史的変遷と現状および成功の要因について詳しい分析を行った。そして、実際の現地調査での考察とともに、保護活動の成果および今後の展望について言及した。すなわち、カロリ・サンクチュアリでの成功要因には実現可能性の調査、ビジネスプラン、マネジメント・プラン(図2)等の緻密なプランの作成とトラストの会員を始めとする市民参加が不可欠であることを明らかにした。また、サンクチュアリ内外で発見されていた害獣の排除、およびその他の外敵のサンクチュアリ内への侵入を防ぐために周囲8.6kmに設置されたフェンスの設計過程では、材料、設置費用、視覚効果等、様々な問題が調査され、動物を使ってジャンプ能力等の実験を行ったことも特筆に値する(写真1)。このフェンスの設計・設置は、前例の無い画期的なものであった。この他、カロリ・サンクチュアリではサンクチュアリ内でのエコシステムの復元に関して“500年構想”と呼ばれる長期的な構想を掲げて目標の共有化を図っていた。また、現地調査を通して、NZ本土、しかも首都にいることを忘れてしまうほど、カロリ・サンクチュアリは鬱蒼とした森そして鳥たちのさえずりに囲まれており、まさに“メインランド・アイランド”であることに感心した。

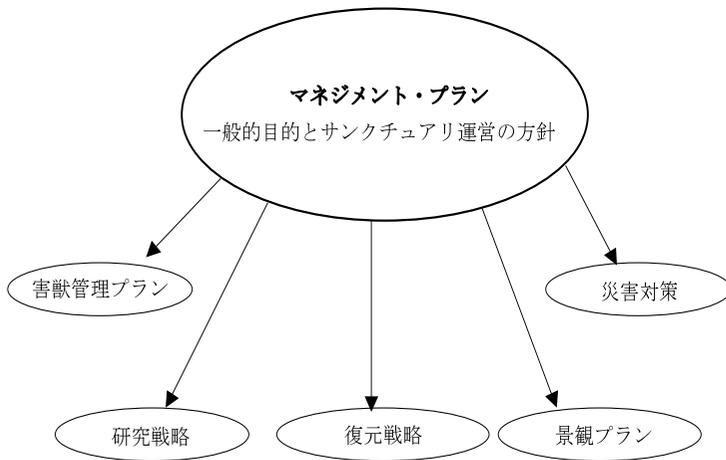


図2. マネジメント・プランの構造²⁵⁾



写真1. 周囲8.6kmに設置されたフェンス²⁶⁾

第4章 ニュージーランドの環境保護活動の特徴

本章第1節では、NZ国民の環境保護活動に対する姿勢についてパケハ（白人）のみならず、マオリの視点からも検証を行った。すなわち、NZ国民は自分たちで自分たちの自然環境を守らなければいけないという意識が強く、さらにその意思を積極的に行動に反映させていることが明らかになった。第2節では、NZにおける希少鳥類・動物の保護活動との比較材料として、日本で行われている鳥類の保護活動の一例である、コウノトリの保護活動について現地調査を行った。第3節では、NZと日本の施策の比較・検討を行った。すなわち、市民参加の現状、保護施設の現状、外来種対策、というこれら3項目から比較して、いずれの項目においても、日本がNZから学ぶべき点が多いと考えられた。特に、NZの場合は保護活動の計画段階から市民と相談し、互いに協力し合うが、日本の場合は市民との交渉となっていることが印象的であった。また、日本における保護政策の多くが行政主体となっている点から見ても、日本における保護活動への市民参加の割合は低いということが分かった。このほか、NZの多くの保護区では、市民が主体となって積極的に保護活動が行われており、とりわけ公開保護区では、ガイド料や入場料等のかたちで、観光客から得た収益が保護の現場へ寄付される仕組みとなっていることを明らかにした。このことによって逆に、人々に保護活動に参加しているという意志が生まれ、観光客の増加にも繋がっており、なおかつ、保護区の運営面・管理面においても市民参加が重要な役割を果たしている点も特徴的であった。しかし、コウノトリの保護活動の事例と比較すると、コウノトリの郷公園やコウノトリファンクラブでは、市民参加を促してはいるが、双方共に兵庫県が主体となっており、県の方針によって同公園の入園料は無料となっている。つまり、現状ではコウノトリの保護・増殖活動は国や県、市が主体となっていると言わざるを得ない。今後、放鳥したコウノトリの個体数が増加した場合に十分な餌場や営巣地が確保できるのか、また、現在すでに進められているが、近隣の農家で農薬の中止、あるいは減農薬するかは、各農家の判断次第であるため更なる地域住民の理解が必要である、など課題は多い。

おわりに

現在、世界各地に生息する鳥類約一万種のうち、約2割が絶滅の危機に瀕していると言われている。

その原因として深刻なのが移入種の影響であり、特に生息地が一部の島に限られる鳥類の減少が深刻である。日本のヤンバルクイナもこのケースに当てはまる鳥類の一種だ。ヤンバルクイナは本稿でも取り上げた飛べない鳥タカへと同じクイナの一種で、彼らにとって一番の天敵はマングースであるため、沖縄県や環境省が主体となって駆除を行っているが、マングースの生息分布域は減少するどころか拡大しているのが実情である。そのため沖縄県国頭村では緊急避難用シェルターを設置したり、環境省を軸とする飼育下繁殖が行われているが、交通事故死やネコによる捕食等の悪影響も重なって、生息数は減少している²⁷⁾。このような現状から考えて、NZで行われている希少鳥類・動物に対する保護活動から学ぶべき点が多いにあるといえる。とりわけ、ヤンバルクイナはカロリ・サンクチュアリでの実施対策（フェンスの設置、市民参加による計画策定等）を参考にしてはどうだろうか。すなわち、気候や地理的な条件に精通した住民の参加と幅広い国民からの資金援助、ハード面での設置工事では地元住民や専門家のノウハウを活用する等、NZの先進事例から学ぶことによって、行政主導だけでは得ることが出来ない成果が期待できると考えられた。

[注]

- 1) 平松 紘『ニュージーランドの環境保護「楽園」と「行革」を問う』信山社、1999年、159～173ページ
- 2) Anne Rimmer, *Tiritirimatangi A Model Of Conservation*, TANDEM PRESS, 2004; Supporters of Tiritiri Matangi Inc. Official Web Site <http://www.tiritirimatangi.org.NZ/>; Supporters of Tiritiri Matangi Inc., Dawn Chorus, Bulletin 51-72, 2002-2008
- 3) ティリティリマタンギ島 パンフレット
- 4) Anne Rimmer, 前掲書 pp.16-17; Supporters of Tiritiri Matangi Inc., *Dawn Chorus, Bulletin 51-72*, 2002-2008より著者作成
- 5) 固有種で北島にだけ生息する。マオリの人々は、ホワイトヘッドのことを身の回りに存在する亡霊の象徴だと考えていたという。一時期、個体数は減少したが現在は安定している。
(学名：*Mohoua albicilla*)
- 6) 手厚く保護されている固有種のカモ。現在2300羽程しか残っておらず、そのうちの1500羽がグレートバリア島で保護されている。(学名：*Anas chlorotis*)
- 7) 世界で最も小さいペンギンで、NZ周辺の海域に生息する。NZ全土の海岸の岩場で産卵する。
(学名：*Eudyptula minor*)
- 8) 絶滅の恐れが高い、NZ固有の飛べない鳥。人間がNZにやってくるまでは広い範囲に生息していたが、狩りや捕食動物が持ち込まれたことにより激減した。一時期は絶滅したと思われていたが、1948年にジェフリー・オーベル博士によって南島南部フィヨルドランド・マーチソンマウンテンで最後の1グループが発見された。現在はDoCが中心となって集中管理されている。
(学名：*Porphyrio mantelli*)
- 9) 固有種で、北島に生息するロビンの一種。近年では伐採や天敵により個体数は減少している。
(学名：*Petroica australis longipes*)
- 10) 固有種でキウイの中では最も小さい種。生息数は1100羽ほどで、絶滅の恐れが高いため天敵のいない離島保護区に移されている。(学名：*Apteryx owenii*)
- 11) 固有種でNZのほぼ全域に生息している。他に4種の近縁種がいるが、それらが全て1896年に絶滅の危機に瀕して以来、保護されている。(学名：*Anthornis melanura*)
- 12) かつてはNZ全域に生息していた固有種だが現在は希少種となっている。全国で約3000羽程。1995年に37羽がTiriへ移され2004年現在、188羽生息している。(学名：*Notiomystis cincta*)

- 13) 固有種で北島と南島の2種類に分けられるが、南島のコココは近年絶滅したと言われている。現在の生息数は約1400羽で希少種である。(学名：*Callaeus cinerea*)
- 14) NZで最高のコンサベーションアワード。
- 15) ARC (Auckland Regional Council) が、オークランドを環境に優しい地域にするため、環境や文化遺産の保護活動を行っている地元の個人、団体、企業、学校に授与している。2年に1度開催され、独自の評価基準に則りエントリー者の中から受賞者が選ばれる。
- 16) 固有種でインコ的一种。地域により多く生息している。地上で餌を取る習性もあることから猫やイタチの餌食になってしまうこともしばしばある。カカリキとはマオリ語で“緑”という意味。(学名：*Cyanoramphus auriceps*)
- 17) 固有種で地域により多く生息している。飛ぶことは非常に稀で、飛翔力も弱く、長い尾羽を垂らして低く飛ぶことしか出来ない。(学名：*Bowdleria punctata*)
- 18) 王室から認可されて1975年3月13日に制定された勲章で、1981年8月15日に改正された。地域社会への奉仕と公益事業部門に分けられている。
- 19) 5ヵ年プランの具体的な内容は、“ティリ島で保護繁殖させる固有種の数を増やす”“宿泊設備の拡充”“島内の歩道を維持し拡充する”など。
- 20) 恐竜時代の爬虫類の唯一の生き残りで、2億2500万年以上姿は変わっていないため「生きた化石」と言われる。大きいもので体長60cmほどで頭部に第3の目を持つ。100年以上生きる。(学名：*Sphenodon punctatus*)
- 21) 固有種で北島と南島の2亜種があり、個体数は多い。(学名：*Petroica macrocephala*)
- 22) NZ固有種でNZのゲッコーの中で一番大きく、全長230mm、体重60gにまで成長する。(学名：*Hoplodactylus duvaucelii*)
- 23) NZ固有種。NZのスキネクの中で唯一卵を産んで繁殖する。(学名：*Oligosoma suteri*)
- 24) Diane Campbell-Hunt, *Developing a Sanctuary THE KARORI EXPERIENCE*, Victoria Link Ltd, 2002; Karori Wildlife Sanctuary <http://www.sanctuary.org.nz>
- 25) 同上書、p. 85より著者作成
- 26) Karori Wildlife Sanctuary, <http://www.sanctuary.org.nz> のOur Vision, 2008年6月6日
- 27) 尾崎清明「ヤンバルクイナの分布域と個体数の減少」『遺伝』裳華房、第59巻2号、2005年3月、29-33頁；尾崎清明・馬場孝雄・米田重玄他「ヤンバルクイナの生息域の減少」『山階鳥類研究所研究報告』山階鳥類研究所、第34号、2002年10月、136-144頁；山岸哲「ヤンバルクイナを守るために、私たちはいま何をすべきか」『遺伝』裳華房、第59巻2号、2005年3月、50-54頁；環境省 <http://www.env.go.jp/>；沖縄県 <http://www.pref.okinawa.jp/>；財団法人 山階鳥類研究所 <http://www.yamashina.or.jp/toppage.html>；ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会 <http://homepage1.nifty.com/kunigami/Yanbaru/>

中国 ホルチン砂地・黄土高原を事例とした日本の対中環境協力

—ODAの歴史からみる今後の協力のあり方—

大野 めぐみ
指導教授 石島 紀之

はじめに

現在、中華人民共和国（以下、中国と記す）でも環境問題が重要視されているが、とりわけ砂漠化・植林問題において深刻化している。

日本の対中国援助（ODAプロジェクト）は環境分野に重点をシフトしており、草の根で活躍するNGO団体なども多数存在し、中国においても高い評価を得ている。中国が長期的に持続可能な経済社会開発を進めるためには、まず、自らの環境問題に主体的に取り組むことが重要である。この取り組みを支援し、中国の環境保全上の重要課題の解決に指導的な役割を担う存在となることを目的として、日本のODAにより「日中友好環境保全センター」¹⁾が1996年に設立された。

世界的には、1996年6月17日に国連で「砂漠化対処条約」²⁾が採決された。この6月17日は「世界砂漠化・干ばつ防止の日」として定められ、今後、普及啓蒙活動が盛んになることが期待されている。砂漠化の影響を受けている締約国には砂漠化防止策に高い優先順位を与えること、先進諸国には砂漠化防止計画の具体化のために資金援助をすることなど、途上国・先進国共に、この問題に取り組むようにそれぞれ義務を規定している。

また、砂漠化に伴いメディアにも多数取り上げられる黄砂は、日中間において深刻な被害をもたらしている。中国において黄砂は、経済にも打撃を与える問題であり、対策は植林にかけられている。

そのような背景があるなか、経済大国への成長を続ける中国の環境問題は、もはや中国だけの問題ではなく近隣であるわが国と世界が協調していかなければならない現実である。わが国が迎ってきた高度経済成長期と、それに付随する環境破壊の二の舞を防止するためにも、世界的に向き合っていかなければならない。

第1章

第1章では、対中国ODA（以下、対中ODAと記す）の歴史をそのはじまりから環境案件の現在までを検討する。

1972年9月、「日中共同声明」に署名したことは日中国交正常化への第一歩となった。同署名の中に、中国は日中戦争の賠償請求を放棄することが記載されたが、日本側にとっても暗黙の了解のもと、賠償放棄の代替として援助が開始された。そのような背景での日本型ODA並びに対中ODAの基本方針とは何か、また援助が開始されてからの約30年を振り返り、2008年で打ち切りとなる円借款についてまとめた。インフラから環境方面への援助（協力）にシフトしたわが国のあり方とは。ODAと更なる強化・連携が必要であるNGO・NPOについての評価をもとにODAをめぐる環境変化・NGOを主体としたODAの再構築に向けて考察した。

第2章

第2章では、進む砂漠化とその副産物といえる黄砂について、砂漠化の激甚地として指定されているホルチン砂地と黄土高原を事例にまとめた。

砂漠化とは「世界の乾燥地及び半乾燥地における土地の生産力の低下」と国連環境計画（UNEP）では定義され、「国連砂漠化対処条約（UNCCD）」³⁾の締約国会議（COP）では、繰り返し科学的な評価・モニタリング手法の確立が求められている。2002年には、同条約の科学技術委員会（CST）のもとに専門家グループが設置され、この問題を集中的に検討することになっている。また、同条約のアジア地域におけるテーマ別プログラムネットワーク活動の一つでは、「砂漠化のモニタリングと評価」が主題として検討されている。

2007年の中国でのテーマは、科学による砂漠化の防止であった。中国における砂漠化・土地荒廃防止の戦略目標は、予防を主とし、予防・整備・利用を結合させる方針を徹底させ、可能な限り早急に砂漠化・土地荒廃の拡大の趨勢を抑制することである。

砂漠化の人為的要因として過放牧や過耕作、塩害、水食、森林伐採などが挙げられる一方、砂漠化の根本的な原因として、人々の貧困および急激な人口増加といった社会・経済的な問題も挙げられている。気候的要因は、干ばつなどが代表とされている。

対策としては、内蒙古（内モンゴル）自治区では近年、中国北部で最も重要な生態系防衛ラインの確立を戦略目標とし、農牧民や社会の力で家族請負・集団開発・リース・株式分割・使用権の競売等の方法で、荒廃化した砂漠地域の回復を進めてきた。その結果、現在では企業や民間団体等が砂漠化防止に努めるようになってきている。内モンゴルでは1,300団体以上が67ヘクタール以上の砂漠化防止に取り組み、砂漠整備産業を営む企業30社余りが年間生産高10億元以上を上げている。⁴⁾

我が国においては、国際的な砂漠化モニタリング・評価への取り組みに対し、科学的な見地からより積極的に支援・貢献することを視野に入れた研究を推進する必要性が重要視されている。

黄砂については、従来自然現象であると理解されてきたが、近年ではその頻度と被害が甚大化しており、急速に広がりつつある過放牧や農地転換による土地の劣化等との関連性も指摘されている。そのため、黄砂は単なる自然現象から、森林減少、土地の劣化、砂漠化といった人為的影響による側面も持った環境問題として認識が高まっている。

中国気象局からは2006年12月に、「砂塵暴天気観測規範」「砂嵐天気等級」など8つの国家基準が発表され、砂塵、寒気、干ばつなどが分類された。なお黄砂の大きさ、砂塵の呼び方等についても、数種に分類される。

—ホルチン（科爾沁）砂地—



図1. 「ホルチン砂地」（出典 FoE Japan、2008）⁵⁾

ホルチン砂地は、内モンゴルの東側にあり、アフリカからユーラシア大陸に東部へ延びる北半球の乾燥・半乾燥地域の最東端に位置し、日本に最も近い砂漠化地域で5万平方kmの面積を持つ。

ホルチンの砂漠化の大きな原因は、気候の変化といった自然現象ではなく、人為的な問題である過剰な家畜の放牧から始まった。三北（西北、華北、東北）防護林などの重点砂漠化防止プロジェクトの実施により、ホルチン砂地の砂の南への移動は一応抑えられているが、毎年春に日本に飛来する黄砂にはこの砂地からのものもあると見られる。ホルチン砂地は、強い偏西風に吹かれ、毎年数キロずつ西から東へ拡大し続けている。

—黄土高原—



図2. 「中国黄土高原」(出典 緑の地球ネットワーク、2008) ⁶⁾

黄土高原の位置をとらえると、そのなかには山西省の全部と陝西省の北中部、甘粛省の中部と東南部の大部分、寧夏回族自治区の南部、青海省の東北部、河南省の西北部、さらに内蒙古自治区の南部と河北省の西北部の少数の県が含まれることになる。黄土高原の面積はおよそ51万平方kmで、全中国の面積の5.3%を占めている。

黄土高原の砂漠化要因は、都市の成立による人口の集中、食糧生産のための森林破壊と耕地の造成、過剰な放牧、繰り返された戦火などにより森林を消滅させたことで、今日の姿の黄土高原をつくりだしたとされる。

ホルチン砂地、黄土高原には日本国内でも高い関心が寄せられ、毎年多くのボランティアにより、活発に砂漠緑化活動が行われている。

中国政府が環境面での各種対策に本格的に取り組むようになったのは、環境問題が深刻化してきた1990年以降である。改革・開放政策の導入以降、もっぱら経済発展のために活用されてきた外国政府・国際機関からの援助は、90年代後半以降、運輸・通信インフラ整備、貧困克服、公衆衛生の向上などを目的とした開発案件に加えて、大気汚染や水質汚染対策など、環境関連案件が重視され、導入されるようになった。

また、中国における環境問題の法・政策について、現在の法整備と中国政府による環境問題への対応を考察した。『中国の環境保護（1996～2005）』⁷⁾や『アジェンダ21』⁸⁾の策定など積極的な取り組みにより、経済成長と環境保全の両立を図っている。中国の生態環境の特徴と持続可能な発展戦略に基づき、予防を主とした総合的整備、総合的開発利用と科学的管理保護を結合させる長期的防止対策により、際立った効果と利益を上げることが目標となっている。

中国の砂漠化・土地荒廃防止行動は、退化が軽微な土地に対して予防措置を取ることを優先的に考慮するという前提の下、重点的事業によって実現されている。

・風食砂漠化・荒廃地整備事業プロジェクト⁹⁾

1996～2000年：砂漠化・荒廃地280万haの整備を計画、造林、80万ha

2001～2010年：砂漠化・荒廃地600万haの整備を計画、造林、170万ha

2011～2050年：砂漠化・荒廃地3,000万haの整備を計画、造林、700万ha

第3章

第3章では、中国で砂漠化防止に取り組む日本の団体の現状を報告する。筆者は、2008年の夏季休業中、中国への緑化活動に参加し、実際の現地レポートをする予定であったが、残念ながら地政学的なりスクから断念せざるをえない状況になったため、当論文ではその代用として、我が国にも多数あるNGO・NPO団体は、何を目標とし、どのような活動をしているのかということについてNGO・NPO団体に問い合わせを行った。

NPO

特定非営利活動法人・地球緑化センター（GEC：Green Earth Center）

地球緑化センターは1993年の設立当初から、中国科学院（中国政府）と協力して、中国の内モンゴルを皮切りに緑化活動を行っている。これまでに2,000人以上の市民がボランティアとして参加している。GECは「緑の親善大使」¹⁰⁾というプログラムに沿って、“地球が抱える問題を真に受け、一人ひとりがアクションを起こす”考えを基に、多くの日本人ボランティア、現地中国人の協力に支えられ、着実に成果を上げている。また、「緑の親善大使」の他に「緑のふるさと協力隊」や「山と緑の協力隊」など、共生の大切さ、緑・人を育む」など自然に対する謙虚さを学び、地球に優しい緑のプログラムづくりを行っている。

〈活動内容（2008年度プログラムより）〉

砂漠化地域での緑化植林

・豊寧、「緑の親善大使」中国河北省豊寧満族自治県¹¹⁾

長江沿岸水土流出地域での緑化植林

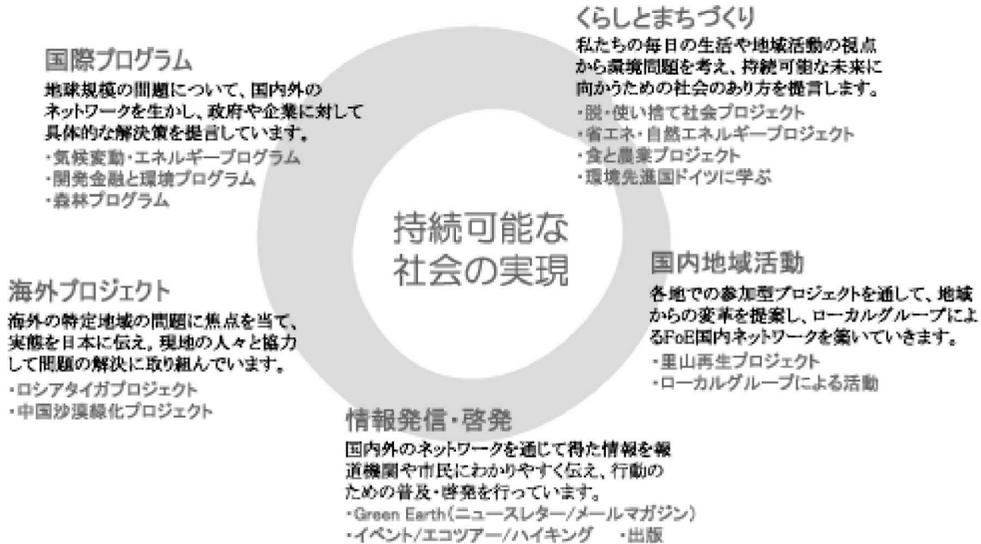
・長江、「緑の親善大使」重慶市江津区

NGO

国際環境 NGO・FoE Japan（Friends of Earth）

FoE Japanとは、世界70カ国にネットワークを持ち、国連にNGOとして正式に登録されているFriends of Earthのメンバーである。地球上のすべての生命がバランスを取りながら心豊かに生きることができる「持続可能な社会」をめざし、1980年より日本での活動を続けている。FoE Japanでは、毎年緑化隊を募りツアーを行っており、2001年から2008年までに20回開催し、延べ295人が参加している。

〈活動内容〉



砂漠化地域での緑化植林

- ・ 中国内蒙古自治区通遼市ダチンノール村¹²⁾ など

NGO

内モンゴル・沙漠化防止植林の会

内モンゴル緑化の会は、中国内モンゴル自治区通遼市奈曼旗八仙筒（ホルチン沙漠・ナイマン旗）にて、八仙筒蒙古族中学校の横に、政府より、13,340㎡の土地を提供され、そこに苗基地を造り、苗を育てて砂漠に移植し、沙漠化防止活動をしている団体である。地域住民・動物・植物の多様性を考慮に入れた共生モデル林の造成を目的とし、日本からの植林協力隊派遣を行っている。

〈活動内容〉

砂漠化地域での緑化植林

- ・ 中国内モンゴル自治区通遼市奈曼旗八仙筒

NGOやNPO団体は参加している団体の活動に自分自身が深く賛同し、その思いを広く伝えていこうという気持ちが重要であったこと、またそれが原動力となって日々の活動に励んでいるという意志の強さを感じ、それぞれの団体の根底に“環境破壊を自分たちの手で食い止めた”という、あつい思いをうかがい知ることができた。

今NGOやNPOに求められているのは、ネットワークの重要性だと考える。2008年の中国・四川省の地震を例に見ても、上海や台湾に医師を派遣し、緊急支援の現場においてもすばやい協力体制が組織されつつある。チームワークの構築が大切で、各国のネットワークをさらに広げることが望まれている。“求めるもの”と“求められるもの”を明確にし、環境援助等にも中長期的なスタンスで、プロジェクトをじっくり練り上げひとつひとつを確実に成功させていくことを望みたい。

なお、情報公開の面において、あらゆるものをできる限り公開し、「一緒に構築していこう」という姿勢を持ち活動するNGO・NPOが増えることこそが、活動に正当性を与え、また自らの団体も含めた市民社会組織を作り上げ、社会全体を担うのだと考える。同時に、その社会に住む、直接的には関係のない人たちもまたそうした団体と「共に作り上げる」ために公開性を求め協働することができれば、よりよ

いネットワークが生まれるであろう。NPOやNGOの発展が日本の、世界の行き詰まり状況を打破し、地球市民としての行動も新しい秩序になると期待できる。

第4章

第4章では、ODAを振り返って、今後我が国が近い将来に目をそむけないためには、現実策としてどのように取り組むべきかを考察する。

これまでのODAの歩みを振り返ると、もちろん、日本のODAに課題がなかったわけではないが、50年の間にいくつかの課題は克服され、日本のODAの進め方に修正が加えられてきた。援助と日本の輸出振興とを結びつけるようなことは既になくなってきているといえる。今日では、日本の援助について、援助の有効性、効率性に対する疑問や各府省間の連携が不十分との批判など、引き続き様々な観点からの問題点の指摘がある。2003年8月に改定された「新ODA大綱」¹³⁾は、人間の安全保障の視点の重視といった基本方針や、平和の構築といった日本が今後重点的に取り組むべき課題を挙げており、今後はより戦略的、効率的に、また透明性の高い形でODAを実施していく必要がある。

また、社会協同が求められているなか、中国では1998年に行われた政府機関改革の中で、従来国務院環境保護委員会と国家環境保護総局によって担われてきた国の環境行政が整理統合・拡充強化され「国家環境保護総局」¹⁴⁾となった。しかし中国では依然として厳しい団体規制がしかれており、党・政府の方針と対立するような個人や団体の活動はきわめて困難だと感じる。その一方で、政府による環境保護政策の強化や一部地方による民間活動への理解、市民の環境意識向上、そして海外の財団からの資金援助など環境NGOはさらなる発展を模索している。このような中国の環境問題の解決に向けて、一番大事なことは、日本人と中国人が強い信頼関係で結ばれることではないだろうか。今後、わが国の援助を行っていくにあたり、やや中長期的観点から、援助の結果、援助の進め方、援助実施体制の3つに分けて考察した。

より効果的な援助実施のために、第一に、援助の目的、援助により期待される成果を明確にすることが必要で、「新ODA大綱」に則し、日本の援助の目的、重点課題、重点地域などを明確に示し、更に中期政策、国別援助計画、分野別など、個々の援助プロジェクトに反映させ、援助の戦略性を高めることが重要となってくる。第二に、これらの政策を個別の援助によって実施していく際には、被援助国政府との緊密な政策協議を通じ、先方の援助需要を正確に見極めることが大切で、政策協議を通じ互いの援助に対する認識等を共有する。第三の方策として、結果重視のアプローチが挙げられる。一部の途上国からは外国政府による援助は効率が悪く、コストばかりが高み、有効な援助が行われていないという批判も少なくない。援助の実施によって到達すべき目標をできるだけ具体的に示すことが求められている。第四に、他ドナーやNGOなど、他の援助実施主体との連携を一層強化することも援助の効果を高めるためには必要である。オーナーシップの尊重や国別アプローチなどに、積極的に対応してゆくことが求められる。また、厳しい経済・財政状況の中で援助を実施している日本は、納税者の理解を得るべく、日本の援助が目に見える成果を上げることが必要だと考えているが、このような要請と援助協調の必要からくる要請とをどうバランスさせていくのかは、日本にとって大きな課題となる。第五に、環境社会配慮ガイドライン等を活用し、援助の公平性を確保する。各種の環境配慮ガイドラインに沿って、途上国側の取り組みにつき事前確認を行うことで、環境や社会面への影響に対する配慮を継続、強化していくことが必要となる。

最後にODA評価について、ODAを効果的・効率的に実施するためには評価が重要であると考えている。現在、ODAの評価は政府関係各府省とJICA、JBICといった実施機関が連携しながら実施されており、有識者など第三者に依頼した第三者評価が広範に実施されるとともに、政府自身による政策評価も行われており、さらに最近では、国際機関や他の援助国、被援助国政府との合同評価なども行われるよ

うになってきた。援助の実施自体が他の援助国や国際機関と連携して行われるようになるにつれ、評価も連携して行う必要性を今後とも継続していくことが重要である。

おわりに

環境保全分野の国際協力における内外の期待は大きい。現在、アジア地域における国際環境協力の具体的な枠組みとして「日中環境開発モデル都市構想」と「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク」のふたつが動き始めている。このような動きのもとに、日中双方でプロジェクトを有効的に実施していくことが望ましい。また、「大衆と非政府組織（NGO）の参加促進」が国家環境保護総局の職務のひとつに位置づけられるようになり、北京市ではすでに交流会など積極的な試みがなされている。中国の環境対策は「政府主導」だけではなく、「社会（民衆）協同」に向けて展開され始めている。

世界の現実を目を向けてみると、今日なお途上国を中心に11億以上の人々が1日1ドル未満の絶対的貧困の中で暮らしているほか、8億近い人々が飢餓にさいなまれている。冷戦の終了後、グローバル化が進展する中で、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、環境問題、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、開発に関わる問題は新たな様相を呈する時代が流れている背景で、これまでの50年間に積み上げてきた日本のODAの成果と歩みを踏まえつつ、日本は今後とも、新ODA大綱に則して、貧困削減、持続的成長、地球的規模の問題への取組、さらには平和の構築といった課題に取り組む決意が必要ではないだろうか。

日本としては、国際社会の流れに追随するのではなく、国際目標の設定や援助手法の改善等において、独自の援助戦略や考え方を発信し、更に積極的に参画・リードしていく必要があり、今まで以上の期待が持てるよう、ODAも慎重に進めなければならない岐路に立たされている。

日本の援助についてはなお多くの課題が山積している。日本がリーディング・ドナーとして、途上国援助の世界で指導力を発揮するためには、これまでの成果に慢心することなく、たゆまぬ努力を継続していくことが必要不可欠となるだろう。

[注]

- 1) 中国語名称：中日友好環境保護中心は、中国の国家環境保護部の下部機関で、日中環境協力のシンボリック的存在となっている。
- 2) 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約。外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sabaku/index.html> 「地球環境」（2009年1月27日閲覧）
- 3) 「砂漠化対処条約」（深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約：United Nations Convention to Combat Desertification in Those Countries Experiencing Serious Drought and/or Desertification, Particularly in Africa (UNCCD)）外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sabaku/index.html> 「砂漠化対処条約」（2009年2月2日閲覧）
- 4) 人民日報HP <http://j.people.com.cn/>（記事2007年11月21日）、（2008年10月13日閲覧）
- 5) FoEJapanHP <http://www.foejapan.org/>
- 6) 緑の地球ネットワークHP <http://homepage3.nifty.com/gentree/>
- 7) 2006年6月5日、国務院新聞弁無室は白書を発表。同白書は10の項目から成る。
- 8) 中国政府は1994年に経済成長と環境保全の両立を図る「中国アジェンダ21」を策定した。
- 9) <http://www.gef.or.jp/desert/joyaku/napchina.html> 「中国国連砂漠化対処条約実施行動計画の概要」、

(2008年12月12日閲覧)

- 10) 中国の緑化を応援するボランティアの愛称。
- 11) 北京市街地から北へおよそ180kmに位置する。
- 12) 北京市街地から北東へおよそ500kmに位置する。
- 13) 1992年に閣議決定された「ODA大綱」は、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国のODAに対する内外の理解を深めるため、改定された。
- 14) 環境保護事業を主管する国務院直属の機関である。

ASEANに対する中国の対外経済政策

～FTA戦略と「走出去」戦略を中心に～

テ イ キ
指導教員 木曾 順子

はじめに

経済のグローバル化と地域経済の統合は、今日の世界経済発展の二つの大きな趨勢となっている。世界貿易機関（以下WTO）の加盟国は、2007年時点ですでに150カ国に達しており、未加盟のその他の国々も多かれ少なかれ様々な形でグローバル経済に組み込まれてきた。他方で地域経済統合の動きに目を向けると、欧州連合（以下EU）、北米自由貿易地域（以下NAFTA）、東南アジア諸国連合（以下ASEAN）など地域経済組織の範囲はますます広がり、経済一体化の内容も非常に多様化している。

このような新たな世界経済秩序のもとで、アジアでも地域経済統合の動きが明らかに速まっている。2002年11月には、カンボジアのプノンペンで開催されたASEAN・中国首脳会議で、中国とASEANは「包括的経済協力枠組み協定」に調印した。また、2004年11月には「ASEAN－中国包括的経済協力枠組み協定における部品貿易協定」（以下「部品貿易協定」と略称）が締結された。2005年に同協定の発効と関税引き下げが開始すると同時に、「ASEAN－中国の自由貿易協定」（ASEAN China Free Trade Agreement、以下ACFTAと略称）は本格的に始動した。

では、他国・地域との経済統合にそれまで冷淡な態度を見せ続けてきた中国が、なぜ2000年に入ってから自由貿易協定の締結に踏み出し、またその最初の相手はなぜASEANだったのだろうか。この背景として、中国がASEANとの自由貿易協定（Free Trade Agreement、以下FTA）交渉を進めてきたのとはほぼ同時期に、新たな政策である「走出去」（中国企業の対外直接投資政策）を展開しはじめたことに注目する必要があるだろう。改革開放路線の下、「引進來」（外資の導入）を梃子に輸出拠点として成長を遂げた中国は、貿易額、直接投資受入を急速に増やしてきた。そして今、中国は直接投資の受入大国としての地位を維持しながら、投資国にも転換しつつある。そこで本稿では、中国のFTA戦略の実態と意味を考察するが、とくに従来の研究で十分注意されてこなかった「走出去」戦略との関連性に注目して検討したい。FTA戦略で交渉相手国・地域の市場を開放させることにより、中国企業が今後海外市場に進出する際の道を開拓する、という中国の狙いがあると推測されるからである。したがって本稿では、FTA戦略と「走出去」戦略に焦点を絞り、中国の対ASEAN経済政策を軸に、グローバル経済のなかでの中国の対外経済政策と持続的発展の可能性を探求する。

中国のFTA戦略や「走出去」戦略に関する先行研究はこれまで多く発表されてきたが、両者の関係については十分注意されてこなかったと言ってよいだろう。そうしたなか、とりわけ中国のFTA戦略と「走出去」戦略の関連性に比較的早い時期に着目し、分析したのが大西康雄氏の研究であった。大西氏の研究では、中国企業の海外展開が活発化しつつある現状を踏まえ、中国政府が打ち出した「走出去」戦略の政策と問題点が分析され、また、中国がASEANと締結したFTA戦略は、「走出去」戦略と個別の戦略ではなく、むしろ補完関係にあるという仮説に基づき、中国の対外経済政策が検討されてきた。本稿の主張は、氏のこの論点に刺激を受けたものであり、とりわけ、大西氏の対外進出企業へのインタビューやケース・スタディー、および中国商務部が初めて発表した2003年度の『中国対外直接投資統計公報』（以下「公報」）に基づく分析は、本稿を作成する上で大変参考になった。

ただし、大西氏の研究では、データは2003年度のものにとどまっており、2003年以後の中国の対外直接投資の動向、FTA締結後の中国対外直接投資への影響についての考察は推測的なものであった。そこで本稿では、大西氏の研究成果を土台に『2007年度中国対外直接投資統計公報』を新たなデータとして

加え、FTA戦略と「走出去」戦略との関係についての考察をさらに進めて、ASEANに対する中国の対外経済政策の方向性を模索したい。

以下本稿では第一章でGATTからWTO、FTAへの進展を歴史的な側面から振り返る。第二章ではとくに東アジアに焦点を絞り、そのFTA締結の背景を整理する。その上で第三章では、中国に分析の焦点を絞り、そのFTA戦略およびASEANとの地域経済連携の実態と経緯を明らかにする。さらに第四章では、直接投資の分野における中国とASEANの従来の相互関係、つまり基本的に中国がASEANから一方的に直接投資を受け入れてきたその実態と特徴を述べる。第五章では、具体的なデータに基づき中国が「走出去」戦略を通じてASEANとの新しい局面に入ったことを論じる。最後に、中国のFTA戦略と「走出去」戦略の関連を踏まえて今後の中国の対ASEANの経済政策の方向性と展望を示したい。

第一章 世界におけるFTAの登場

近年、FTAや経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement、以下EPA）の締結が世界で急増している。2008年度の『ジェトロ貿易投資白書』によると、2008年8月現在WTOに報告されているFTAは、148件に上っている。とりわけアジア太平洋地域では、1974年までFTAが全く締結されていなかったのに対し、2000年から急増し、2005年には14件が結ばれ、ほかの地域の同時期と比べはるかに伸びていることがわかる¹⁾。

WTOはGATTの「自由・無差別・多角」という理念を受け継いでおり、その原則のなかに「最恵国待遇（most favored nation treatment：MFN待遇）」がある。最恵国待遇とは、いずれかの種類の関税及び課徴金に関して、ある締約国に与える最も有利な条件を、ほかの締約国に対しても与えるべく、特定国のみに対して特権を認めないことを定められている²⁾。言いかえると、すべてのWTO加盟国に対して一律に同等な待遇を与えることを定めたのである。

ところがFTAは、協定締結国・地域同士のみを関税撤廃の対象としており、協定を締結していない他国・地域は関税撤廃の対象外となる。この点から考えると、FTAはWTOの最恵国待遇原則を踏まえ、むしろ排他的な貿易障壁を築いているようにみえる。では、FTAはなぜ例外的に許容されているのだろうか。その根拠はGATT第24条第4項、サービス貿易はサービス貿易協定（General Agreement on Trade in Services＝GATS）第5条にあり³⁾、また途上国のFTA締結の根拠は授權条項にある⁴⁾。

では、各国は何故FTAを経済政策として重視するようになったのだろうか。それは、①WTO機能そのものの限界が呈現しつつあることと、②FTAの経済効果、この二つの角度から考えられよう。

① WTOの限界⁵⁾。たとえば箭内（2003）は、近年WTO加盟国数の増大や、任務内容の多様化、さらにWTOの法整備の強化により、一つ一つの意思決定に膨大な時間がかかるようになってきていると指摘している。WTOに比べ、二国・地域間のFTAはより容易に合意に達し、より早期に貿易の自由化が実現できるので、FTA交渉を推進する傾向が顕著になってきたという。

② FTAの経済効果。この議論は次のように整理できる。「貿易創出効果」と「貿易転換効果」の理論は、Jacob Vinerが1950年に『The Customs Union Issue, NY Carnegie Endowment for International Peace』において明らかにしたものであり、その後の関税同盟、経済統合理論の理論的出発点となった⁶⁾。Vinerの理論によると、「貿易創出効果」（trade creating effect）は地域内の貿易障壁撤廃により域内貿易が拡大することを意味し、プラス効果である。また、その一方で、マイナス効果として「貿易転換効果」（trade converting effect）を指摘している。つまり貿易障壁撤廃により、域外からのコストの低い輸入がコストの高い域内からの輸入に代替されることを指摘したのである。FTAの締結は、理論上は加盟国に対してプラスの影響をもたらす一方、マイナスの影響をもたらす可能性もある。他方、非加盟国に関しても、すべての経済効果がマイナスになるわけではない。さらに、FTAが市場拡大や競争促進をもたらし、加盟国の成長を促すならば、加盟国だけではなく、非加盟

国にとっても利益を期待できる⁷⁾。

また、FTAの経済効果はこれだけではない。浦田ほか編（2007.6）が指摘するように、FTAによる関税引き下げが貿易に直接与える影響よりも、むしろ、FTAがある種間接的に、経済成長に寄与することへの期待も大きい。具体的には以下のように指摘されている⁸⁾。

- ① FTAを結ぶことにより、市場の拡大、競争力の促進、先進国から途上国への技術の波及や、国内制度改革の拘束が容易になるなどの、生産性の上昇につながる効果もたせられると考えられる。
- ② FTAを締結することによって、域外国からの直接投資が増え、FTA締結国の資本蓄積にプラスの影響があると考えられる。
- ③ さらに労働力の面に関しては、FTAが締結すると、締結国間の労働者の移動などが可能となり、経済の成長にもつなぐことが期待される。

とくに②は、中国—ASEANのFTA締結において、中国の重要な動機になったと本稿では考えている。この点は後述する。

第二章 東アジアにおけるFTA戦略

前述したように、他の地域と比べ、東アジアがFTAに関心を持つのは遅かった。なぜならば、多くの東アジア諸国は、世界に対して貿易・投資を開放してきたことで、経済の高成長が実現した経験から、特定の国・地域と自由貿易を進めることがそれほど魅力的だとは考えなかったからである。その結果、21世紀に入るまで、ASEANを加盟国として1993年に創設されたASEAN自由貿易地域（AFTA）が東アジアの唯一の主要なFTAであった。

しかし21世紀に入ると、日本・シンガポール、中国・ASEANなど、様々な組み合わせでFTAが設立されるようになり、現在も多くのFTA交渉が行われている。日本は2002年1月にシンガポールと二国間EPAを締結した。同年の11月に中国はASEANと包括的経済協力枠組み協定に署名し、2010年に関税撤廃の完了を目指すことになった。中国の動きをみて、日本も2003年10月にASEANと包括的経済連携枠組み協定に合意し、2011年末のFTA完成を目標とした。なお2004年に、韓国、豪州、ニュージーランドもそれぞれASEANと同様の枠組み協定を締結した。このように東アジアでは、ASEANを中核とするFTAのネットワークが形成されつつあることがわかる。

東アジアにおいてFTAが急速に進展してき主要要因として、以下の5つがあげられる⁹⁾。

- ① FTA潮流の世界的な盛り上がり。1990年代に入って、FTAの増加傾向が高まるなか、そうした情勢から取り残される懸念から、東アジアはFTAに関心を払いはじめた。
- ② アジア通貨危機の影響。1997年にアジア経済危機が起こった際に、域外からの支援が受けられなかったことから、域内協力の重要性が認識されるようになった。ギルピン（邦訳 2001）も指摘しているように、当時IMF（国際通貨基金）が要求した政策・構造の救済改革を実行した各国は、経済的、政治的、かつ社会的な意味で非常に高いリスクを支払うこととなった¹⁰⁾。IMFなど国際機関の機能性への懐疑から、域内協力（せめて金融・為替の分野においては）の重要性が再確認された。
- ③ 国内改革の推進。金融危機後、東アジア諸国はさらなる経済成長を実現するために、自由化・国内改革推進の必要性を認識するようになり、FTAへの道を歩みはじめた。
- ④ 東アジア域内の「競争関係」。とりわけ、域内のリーダーとして主導権を握ろうとする日中両国の政治争いの意図が伺われる。FTAの活用は、両国の域内諸国との友好関係を深めるための外交手段の一つだと考えられる。
- ⑤ 東アジアにおける域内貿易の拡大。東アジアでは、日本とASEAN、日本と中国の間にすでに緊密な貿易・投資関係が構築されてきた。また、近年ASEANと中国の貿易額も拡大しており、東アジアにおける三極の構造が益々強くなりつつある。つまり、制度的な統合は確かに遅れているように

みえるが、実質上の経済統合はすでにほぼ実現しているといえるからである。

第三章 中国のFTA戦略とASEAN

中国は従来、FTAそのものに対して積極的な姿勢を示してきたわけではなかった。張（2007）は、中国が当初FTAに熱心ではなかった背景として次の2点を挙げている¹¹⁾。

- ① 経済面では、中国にとって通商政策の最優先課題はWTOの加盟であり、FTAを本格的に考える余地がなかった。
- ② 政治面では、当時の中国は、FTAとは基本的にEUのような複数国間の枠組みであるという先入観を持っており、自国の独立外交原則を資本主義国家に左右されないように多国間の枠組に関心を持たなかった。

しかし、2000年に入り、中国は急に姿勢を一転し、FTAの締結に熱心に取り組みはじめた。その理由は以下のように考えられる。

第一に、政治・外交戦略の転換である。中国の戦略転換の経緯を、増田（2007）は次のように説明している¹²⁾。戦略転換点の一つは、2000年10月の中国共産党15期中央委員会第5回全体会議（15期5中全会）で設定された「新世紀の三大任務」で、「覇権主義への反対」との言葉が現れていないことだという。もう一つの転換点は、2001年11月の「中国共産党第16回全国代表大会（16全大会）で発表された政治報告では、「与隣為善、以隣為伴（隣国に善をなし、隣国をパートナーにする）」という新たな外交方針の提示であったと指摘する。このように、2000年に入ってから中国は、安定的かつ長期的に経済成長の環境を保つために、他国との友好関係を構築する意図が読み取れる。

第二に、念願のWTO加盟の実現。1999年11月に、WTO加盟における最大な難点である米中交渉が最終合意に至り、WTO加盟の実現は見通しが立ち、FTA交渉に力を注ぐ余裕ができたと考えられる。

さらに、第一章で指摘した二つの側面、つまり(1)WTOを軸とした多角交渉の難航、(2)FTA締結による経済的利益が、中国を含む東アジア域内におけるFTA締結を推進したことも確かだろう。

中国は2008年12月現在、多くの国・地域とFTA締結・交渉をしている。次の表1に基づき、現在中国のFTA交渉の進捗状況について整理しておこう。まず中国はすでにASEAN、香港およびマカオ、パキスタン、チリ、ニュージーランドとFTAを締結している。また、湾岸協力会議（GCC）¹³⁾、オーストラリア、アイスランド、ペルー、南アフリカ関税同盟¹⁴⁾、ノルウェー、シンガポールとFTAについて交渉を進めている。さらに、インド、韓国、コスタリカともFTAについての共同研究を着実に進行している。このように、中国はASEANなど近隣のアジア諸国・地域から、中東、アフリカ、中南米、欧州諸国まで、途上国から先進国までFTAの交渉を広範囲に進めてきたことがわかる。なかでも、南部アフリカ関税同盟、湾岸協力会議（GCC）、オーストラリア、チリといった国・地域はいずれも資源国であり、中国の海外への資源・エネルギー確保という経済利益への確保が一目瞭然である。

また、FTA締結相手として、真っ先に中国を選んだ地域はASEANであった。2000年11月の第4回「ASEAN+3」首脳会議で、中国の朱鎔基総理（当時）は、ASEANとのFTA締結をASEAN諸国首脳に提案した。その翌年の3月には「ASEAN・中国経済協力専門家グループ」が設置され、中国－ASEANのFTAの効果について検討することになった。また、中国側は、ASEANの主力産品である熱帯産品をはじめとする農産品の関税引き下げを先行させる、いわゆるアーリーハーベスト（特定品目の関税率の先行引き下げ）を提案した。また、ASEAN新規加盟4カ国¹⁵⁾に対して自由化完了時期の猶予を提示し、さらにWTOに未加盟の上記の4カ国に対しても最恵国待遇を与えることを約束する¹⁶⁾、などのアピールをした。そして2002年11月、中国とASEANは「包括的経済協力に関する枠組み協定」を締結した。

「包括的経済協力枠組み協定」の計画では、中国とASEAN原加盟6カ国¹⁷⁾の間ではほとんどの商品の関税が2010年にゼロとなり、他の新規加盟4カ国との間でも、2015年に全面減税する予定である¹⁸⁾。ま

表1 中国のFTA交渉の現状

| | | |
|------------|-----------|---|
| 締結した自由貿易協定 | 香港・マカオ | 2003年6月に香港と経済緊密化協定(CEPA)を調印 2003年10月にマカオと経済緊密化協定(CEPA)を調印 |
| | ASEAN | 2002年11月に「包括的経済協力枠組み協定」に調印 2004年11月に「包括的経済協力枠組み協定における部品貿易協定」を締結 2007年1月に「包括的経済協力枠組み協定におけるサービス貿易協定」を締結 |
| | パキスタン | 2006年11月にFTA締結 2007年7月1日に関税の引き下げが実施 2008年9月に主要なサービス部門を更に開放することに合意 |
| | チリ | 2004年11月に交渉 2005年11月に部品に関するFTAを調印 2006年9月に実施 2008年4月にサービス分野に関する「補充協定」を調印 |
| | ニュージーランド | 2004年5月に「貿易経済協力枠組み協定」に調印 2004年12月からFTA締結に向けて交渉開始 |
| 交渉中の自由貿易協定 | 湾岸協力委員会 | 2004年に自由貿易区交渉開始 |
| | オーストラリア | 2003年に両国のFTAの結成を打ち出した 2005年3月に共同研究を完了 2005年12月からFTA締結に向けて交渉開始 |
| | アイスランド | 2007年に交渉開始 |
| | ペルー | 2007年3月に両国FTAの実効性を研究開始 2007年9月に中国・ペルーFTAの交渉を開始 |
| | 南アフリカ関税同盟 | 2004年にFTAの交渉開始 |
| | ノルウェー | 2008年にFTAに関する第一回会議 |
| 研究段階 | シンガポール | 2004年11月から2国間FTA交渉開始 |
| | インド | 2005年4月にFTAに関する研究調査開始 2006年11月に両国が「共同宣言」を発表 2007年10月に研究を完了 |
| | 韓国 | 2006年11月に研究開始 2008年6月までに、計5回の研究報告が行っている |
| | コスタリカ | 2008年研究開始 |

(出所) 中国自由貿易区服務ホームページ: <http://fta.mofcom.gov.cn/> より筆者作成。

た同年11月に、両者は「包括的経済協力枠組み協定における部品貿易協定」に署名し、2005年7月からモノの貿易に関わる関税の引き下げが実施された。さらに、2007年1月に、「サービス貿易協定」を締結し、同年7月から実施しはじめた。

第四章 中国の直接投資受入とASEAN

中国が、改革開放政策に転じた直後から海外直接投資を受け入れ、それを高度経済成長の梃子にしようとしてきたことは前述のとおりである。本章では、中国の直接投資受入の実態をASEANとの関係に着目して分析し、直接投資分野における中国とASEANとの経済協力関係を明らかにする。

中国は1979年に「改革開放」政策を実施したことで、外国の投資企業に理想的な投資環境を提供してきた。1980年代以来、ASEAN諸国にとって中国は重要な投資先となる。なかでもフィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアの5カ国からの投資は顕著である。

表2は1995年から2008年11月までの中国に対する国・地域別海外直接投資（金融を除く実際投資額）の状況を示したものである。1998年から99年にかけて、アメリカを除くアジア主要国や他の国・地域からの対中投資はすべて下落した。とりわけ、ASEAN5カ国による投資総額は41億9,808万ドルに対し、1999年の同総額は32億7,497万ドルまでに大幅に下落した。下落は2000年になっても止まらず、2001年に入ってからようやく投資額は回復傾向をみせた。また、同表からわかるように、中国の対内直接投資において、香港は常に1位を占めてきた。

同表からわかるように、ASEAN5カ国の全体に占めるシェアは、1998年に9.2%まで拡大したが、これ以降は徐々に下がり、とくに2003年から先は5%前後まで低下している。しかし、金額ベースでは2000年以後、基本的に上昇ペースを保ってきた。2007年のASEAN5カ国による投資総額は40億103万ドルで、40億ドルを超えたのは1998年以来のことであった。なお、2008年11月の時点で、ASEAN5カ国からの対中投資額はすでに45億702万ドルに達しており、現在もASEANの対中投資は順調に伸びていることがわかる。

また、ASEANの対中直接投資の主な特徴については、劉・竺(2004)が以下のように指摘している¹⁹⁾。
①投資はASEAN5カ国、つまりフィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアに集中しており、他の諸国からの投資は極めて少ない、②ASEANの対中直接投資の主体は華人企業である、③ASEANの対中投資は、製造業、レストラン業と不動産業に比較的に集中している、④ASEANの対中投資は、主に東南沿海各省に集中している、⑤1件当たりの投資額がまだ小さく、70%の投資額が300万ドル以下である。

第五章 中国の「走出去」戦略とASEAN

「改革開放」を契機に、中国は経済政策を従来の「自力更生」から「改革開放」に大きく転換した。その後中国は、「引進來」（外資の誘致）を通じて1990年代から経済の高成長を遂げてきた。これに対し、中国企業の対外直接投資は金額も件数も非常に小規模にとどまっており、外国からの対内直接投資に比べ、全く目立たなかった。しかし現在、中国政府は「引進來」政策を維持しながら、新たな政策である「走出去」（対外直接投資）を打ち出した。「走出去」戦略は公式文書として、2000年10月の第10次五ヵ年計画（2001～2005年）で初めて明確化された²⁰⁾。その政策が打ち出された要因として、主に過剰な資本の活用、海外資源の獲得・確保、国際的大企業の育成であると朱炎（2005）は指摘している²¹⁾。

以下では、中国の対外直接投資の実態をデータに基づき明らかにするが、その前に使用したデータについて説明しておきたい。2003年以前に関しては、中国の対外直接投資白書のような統計データがなかったため、国際貿易開発会議（UNCTAD）が発表している世界投資レポート（World Investment Report：

表2 中国に対する国、地域別海外直接投資（1995年～2008年11月非金融領域の実績額）

単位：万ドル

| | 日本 | | 韓国 | | 香港・マカオ | | アメリカ | | ASEAN 主要国 | |
|-----------------|---------|------|---------|------|-----------|------|---------|------|-----------|------|
| | 金額 | シェア% | 金額 | シェア% | 金額 | シェア% | 金額 | シェア% | 金額 | シェア% |
| 1995 | 310,846 | 8.3 | 104,289 | 2.8 | 2,050,019 | 54.6 | 308,301 | 8.2 | 261,587 | 7.0 |
| 1996 | 367,935 | 8.8 | 135,752 | 3.3 | 2,125,771 | 50.9 | 344,333 | 8.2 | 317,587 | 7.6 |
| 1997 | 432,647 | 9.6 | 214,238 | 4.7 | 2,102,655 | 46.4 | 323,915 | 7.2 | 341,785 | 7.6 |
| 1998 | 340,036 | 7.5 | 180,320 | 4.0 | 1,892,993 | 41.6 | 389,844 | 8.6 | 419,808 | 9.2 |
| 1999 | 297,308 | 7.4 | 127,473 | 3.2 | 1,667,169 | 41.3 | 421,586 | 10.5 | 327,497 | 8.1 |
| 2000 | 291,585 | 7.2 | 148,961 | 3.7 | 1,584,726 | 38.9 | 438,389 | 10.8 | 283,611 | 7.0 |
| 2001 | 434,842 | 9.3 | 215,178 | 4.6 | 1,703,842 | 34.9 | 443,322 | 9.1 | 296,977 | 6.3 |
| 2002 | 419,009 | 7.9 | 272,073 | 5.2 | 1,832,931 | 33.3 | 542,392 | 9.9 | 320,042 | 6.1 |
| 2003 | 505,419 | 9.4 | 448,854 | 8.4 | 1,811,670 | 33.9 | 419,815 | 7.8 | 285,309 | 5.3 |
| 2004 | 545,157 | 9.0 | 624,786 | 10.3 | 1,954,469 | 32.2 | 394,095 | 6.5 | 290,964 | 4.8 |
| 2005 | 652,977 | 10.8 | 516,834 | 8.6 | 1,854,925 | 30.8 | 306,123 | 5.1 | 293,727 | 4.9 |
| 2006 | 475,941 | 7.2 | 399,319 | 6.1 | 2,198,492 | 33.4 | 299,995 | 4.6 | 331,194 | 5.0 |
| 2007 | 358,922 | 4.8 | 367,831 | 4.9 | 2,834,042 | 37.9 | 261,623 | 3.5 | 400,103 | 5.4 |
| 2008 (1-11月) | 334,366 | 3.9 | 298,081 | 3.5 | 3,888,126 | 45.0 | 267,402 | 3.1 | 450,702 | 5.2 |

(注) ASEAN主要国とはフィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアの5カ国。

(出所) 商務部『中国統計年鑑』、『中国体外経済統計年鑑』各年版、商務部、外国投資管理司「中国投資指南」のホームページより筆者作成。

WIP) および、中国政府が発表している『中国統計年鑑』、『中国対外経済統計年鑑』各年版に依拠した。しかし2002年12月に、旧中国対外経済貿易合作部（現商務部）と国家統計局が共同で『対外直接投資統計制度』（外経貿合発[2002]549号）を制定し²²⁾、この制度に基づいて、2004年8月、中国商務部は初めての2003年度の『中国対外直接投資統計公報』（以下『公報』と略）を公表した。これは中国政府が初めて金融類を除く対外直接投資統計を一般的に公表したものであり、また投資企業の構成から、投資先国・地域や業種別などまで公開している。したがって、本稿では、2003年以降の投資データに関しては『公報』のデータを中心に使っている。なお、『公報』は2003年から2007年までしか公表されていないため、2008年度の最新データについては、同中国商務部傘下の外国投資管理司が公開している「中国投資指南」のホームページのデータに依拠する。

2003年度の『公報』によると、2003年の時点で中国の対外直接投資の実質投資額（フローベース）は28.5億ドルであり、2002年と比べ5.5%増加した。その後中国の対外投資額は急増の勢いをみせ、2006年の投資総額（同フローベース）は211.6億ドル（金融を除く投資総額は176.3億ドル）に、さらに、2007年には265.1億ドル（金融を除く投資総額は248.4億ドル）に上り、中国史上最高の投資額に達した。また、ストックベースでみると、2003年中国の対外直接投資額は334億ドルに、2006年の同額は906.3億ドル（金融を除き750.2億ドル）に達しており、2007年には1179.1億ドル（金融を除き1011.9億ドル）まで急増した²³⁾。

次に、中国の対ASEAN投資の状況をみてみよう。中国の対ASEAN投資の特徴について、2007年度

『公報』から以下のようにまとめられる。

1. 投資額の急増

2000年以前の中国の対ASEAN直接投資は、投資件数にせよ、金額にせよ、いずれも大きなものではなかった。2000年に入ると、対ASEAN直接投資は急増しはじめた。表3は2003年～2007年における中国の対ASEAN10カ国直接投資（フローベースとストックベース）の動向を示したものである。これによると中国対外直接投資の総額はフローでもストックでも急速に上昇しているが、そのうちの対ASEAN直接投資のシェアはまだ極めて小さいことがわかる。

とはいえ真家（2007）によると、「トランジットFDIを除けば、2005年末のストックベースで、中国の対外直接投資先としてASEAN10カ国は実際に第一位の地位を占めている」と推測されている²⁴⁾。トランジットFDIとは、タックスヘイブン地域に特別目的会社（SPE）を設立し、そのSPEを経由して第三国に直接投資を行うことを意味する。2005年末の中国対外直接投資（ストックベース）では、香港にタックスヘイブンであるケイマン諸島（英）、英領バージン諸島、バミューダ諸島（英）を加えると、中国対外直接投資全体の83.5%を占めるが、これらの大半は「トランジットFDI」とみられている²⁵⁾。

同様に推計するとから、2007年の中国対外直接投資（ストックベース）では香港（687.8億ドル）とケイマン諸島（英）（168.1億ドル）、英領バージン諸島（66.3億ドル）の合計（922.2億ドル、全体シェアの78.2%）を除けば、実質上2007年中国にとって、首位の投資先もまたASEAN10カ国であると考えられる（表4参照）。中国の対ASEAN投資の規模はまだ小さいが、着実に拡大していることもまた事実であり、中国の対ASEAN投資の潜在力はまだ大きいと考えてよいだろう。

表3 中国の対ASEAN直接投資の動向

単位：万ドル

| | フローベース | | | | |
|------------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 |
| ブルネイ | — | — | 150 | — | 118 |
| フィリピン | 95 | 5 | 451 | 930 | 450 |
| ミャンマー | — | 409 | 1,154 | 1,264 | 9,231 |
| ラオス | 80 | 356 | 2,058 | 4,804 | 15,435 |
| カンボジア | 2,195 | 2952 | 515 | 981 | 6,445 |
| インドネシア | 2,680 | 6196 | 1,184 | 5,694 | 9,909 |
| マレーシア | 197 | 812 | 5,672 | 751 | △3,282 |
| タイ | 5,731 | 2343 | 477 | 1,584 | 7,641 |
| ベトナム | 1,275 | 1685 | 2,077 | 4,352 | 11,088 |
| シンガポール | △321 | 4798 | 2,033 | 13,215 | 39,773 |
| ASEAN 10 計 | 11,932 | 19,556 | 15,771 | 33,575 | 96,808 |
| シェア% | 4.2 | 3.6 | 1.3 | 1.9 | 3.7 |
| 対全世界合計 | 285,465 | 549,799 | 1,226,117 | 1,763,397 | 2,650,609 |

| | ストックベース | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 |
| ブルネイ | 13 | 13 | 190 | 190 | 438 |
| フィリピン | 875 | 980 | 1,935 | 2,185 | 4,304 |
| ミャンマー | 1,022 | 2,018 | 2,359 | 16,312 | 26,177 |
| ラオス | 911 | 1,542 | 3,287 | 9,607 | 30,222 |
| カンボジア | 5,949 | 8,989 | 7,684 | 10,366 | 16,811 |
| インドネシア | 5,426 | 12,175 | 14,093 | 22,551 | 67,948 |
| マレーシア | 10,066 | 12,324 | 18,683 | 19,696 | 27,463 |
| タイ | 15,077 | 18,188 | 21,918 | 23,267 | 37,862 |
| ベトナム | 2,873 | 16,032 | 22,918 | 25,363 | 39,699 |
| シンガポール | 16,483 | 23,309 | 32,548 | 46,801 | 144,393 |
| ASEAN 10 計 | 58,695 | 95,570 | 125,615 | 176,338 | 395,317 |
| シェア% | 1.8 | 2.1 | 2.2 | 2.4 | 3.4 |
| 対全世界合計 | 3,322,222 | 4,477,726 | 5,720,562 | 7,502,555 | 11,791,050 |

(出所) 『中国対外直接投資統計公報』各年版より筆者作成。

表4 2007年まで中国対主要な経済共同体への投資状況(ストック)

単位:億ドル

| 経済共同体 | 2007年までのストック | |
|-----------------------|--------------|--------|
| | 金額 | シェア(%) |
| 香港、ケイマン諸島(英)、英領バージン諸島 | 922.2 | 78.2 |
| ASEAN | 39.5 | 3.4 |
| 欧州連盟 | 29.4 | 2.5 |
| アメリカ | 18.8 | 1.6 |
| オーストラリア | 14.4 | 1.2 |
| ロシア連邦 | 14.2 | 1.2 |
| 合計 | 804.1 | 68.2 |

(出所) 『2007年度中国対外直接投資統計公報』より、筆者作成。

2. 投資領域と投資形式の広がり

1990年代以前、中国の対ASEAN投資は主に加工、組み立てなど小型項目であった。その後、中国企業の投資はすでにASEAN諸国のエネルギー開発、金融、建築、化工、電気、医薬と運輸などの業種に及び、投資領域は広がっている。

3. ASEAN内での投資格差

中国の対ASEANの国別内訳(2003年～2007年)をみると、実質上フローベースとストックベースのいずれもタイ、インドネシア、カンボジア、シンガポールとベトナム5カ国に集中している。

おわりに

最後に本稿の内容を簡単にまとめておきたい。まず第一章では、GATTからWTO、FTAへの流れを歴史的な側面からふりかえ、それぞれの定義と世界の自由貿易秩序における位置づけを確認した。とくに、WTOとFTAの補完的な関係およびFTA登場の背景について整理した。その上で第二章では、とくに東アジアに焦点を絞り、そのFTA戦略と締結の実態と背景をまとめた。第三章では、中国に分析の焦点を当て、そのFTA戦略およびASEANとの地域経済連携の実態と経緯を整理した。さらに第四章では、中国の直接投資受入の実態をASEANとの関係に着目し、直接投資を通じて従来の中国とASEANとの経済協力関係を検討し、つまり中国がASEANから比較的に一方的に直接投資を受け入れてきた実態を描いた。それを踏まえて第五章では、主に2007年度『公報』などを新たなデータとして加え、中国の「走出去戦略」を通じたASEANとの新局面を論じた。こうして、中国のFTA戦略と「走出去」戦略の二つの政策が密接な関係をもって進められてきたことを指摘した。

本稿で述べてきたように、経済グローバル化がさらに加速するなか、2000年代に入って、中国は積極的にFTAを展開するとともに、ほぼ同時期に、「走出去」戦略を打ち出した。実際2002年11月に中国とASEANは「包括的経済協力枠組み協定」を締結し、2004年11月に「商品貿易協定」に調印、さらに早くもその翌年の2005年7月から段階的に関税の引き下げを開始した。FTA締結後、双方の貿易総額は順調に上昇する勢いをみせてきたのであり、中国商務省の統計によると、2004年両者間の貿易総額は1059億ドルであり、中国にとってASEANは第5位の貿易相手となった。その2年後の2006年には、1,608億ドルまで達し、ASEANは中国の第4位の貿易相手に上昇した。さらに中国の税関の統計により、2007年に中国とASEANの貿易総額は2,025億ドルまで達しており、2006年に比べて25.9%も増大している。また2008年の上半期だけをみても、両者間の貿易総額はすでに1,158億ドルに達しており、2007年の同時期と比べて25.8%増していることがわかる。このように、FTAが締結してから、両者間の貿易総額が上昇したことは明らかである。

2006年10月30日、中国国務総理温家宝とASEAN10カ国各国首脳と、「中国－ASEAN記念サミット」にて、『中国－ASEAN記念サミット連合声明』を署名し、中国とASEANの戦略的パートナー関係を強化することを宣言した。同『連合声明』により、中国とASEANは「未来に向い、相互の信頼と理解を一層に深め」、「地域の平和、発展と繁栄を促進する」を指摘した。さらに、同『連合声明』の第16項は、中国とASEANのFTAと相互投資関係について、「『中国－ASEAN包括的経済協力枠組み協定』が望んでいるように、協定を早期に達成し、多部門を包括したサービス貿易の自由化を実現し、投資を促進するために、中国とASEANの間に自由、便利、透明および競争力を持つ体制を建設する」と明記した。

過去の長い間に、中国とASEAN諸国の投資関係は、基本的にASEANから中国へ一方的な投資が主流であった。中国経済の実力が高まりにつれ、ようやく中国の対ASEANへの投資も増加しつつある。確かに中国企業の対ASEAN直接投資の規模はまだ小さいが、「走出去政策」が打ち出されてから、着実に増加していることも否定できない。とりわけ、中国・ASEANのFTAが締結された後、2003年から2007までの中国の対ASEAN投資は、2005年に低下した以外、他の年は順調に上昇してきた。

現在、中国とASEANとのFTA交渉が進行しており、投資分野に関する協議も交渉段階にある。ASEANに対し、中国はFTA戦略と「走出去」戦略を平行に推進しており、本稿で明らかにしたように、FTA締結をした後の2000年代、現段階において対ASEAN直接投資は上昇してきたことがわかる。もちろんFTAをバックに今後も中国の対ASEAN投資が拡大していくか否かはわからない。また中国のFTA戦略が現実的に「走出去」戦略にプラスの効果をもったのか否かも本稿では明らかにできなかった。この検討は今後の課題としたい。しかし繰り返すが、少なくとも両戦略は密接に関連したものだと推測できるし、中国にとってASEANが今後も重要な戦略的パートナーと位置づけられることは間違いないだろう。

[注]

- 1) 『ジェトロ貿易投資白書』ジェトロ、2008年、38頁。
- 2) 内田宏・堀太郎編著『ガットー分析と展望—』日本関税協会、1959年、244～246頁。
- 3) 三木敏夫「世界貿易機関（WTO）と自由貿易協定（FTA）—東アジア共同体の現実と展望」『札幌学院商経論集』第23巻第1号（通巻108号）、2006年、7～8頁。
- 4) 箭内彰子「WTO体制とFTA—相反と補完の関係」『アジア研ワールド・トレンド』、NO.89、2003年、4～5頁。
- 5) 同上論文、7頁。
- 6) 三木敏夫、前掲論文、11頁。
- 7) 浦田秀次郎・深川由起子編『東アジア共同体の構築2 経済共同体への展望』岩波書店、2007年3月、22頁。
- 8) 浦田秀次郎・石川幸一、水野亮編『FTAガイドブック』ジェトロ、2007年6月、35～37頁。
- 9) 要因の①～④は、浦田秀次郎・深川由起子、前掲書、19～20頁を参照した。要因⑤は二村泰弘「東アジアにおけるFTAの動向」『アジア研ワールド・トレンド』、NO.141、23頁を参照した。
- 10) ロバード・ギルピン、古城佳子邦訳『グローバル資本主義 危機か繁栄か』東洋経済新報社、2001年、148頁。
- 11) 張鴻「中国のFTA戦略」『国際開発研究フォーラム』、2007年、100頁。
- 12) 増田雅之「『東アジア』をめぐる日中関係—日中関係の枠組転換を中心に—」、家近亮子・松田康博・段瑞聡編著『岐路に立った日中関係—過去との対話・未来へ模索—』晃洋書房、2007年、164～165頁。
- 13) 湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council）は、中東湾岸6カ国（アラブ首長国連邦、サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、オマーン）で構成されている。1981年に結成をし、2003年に関税同盟を実施した。
- 14) 南部アフリカ関税同盟（Southern African Customs Union）は、南アフリカ共和国、ボツワナ、ナミビア、スワジランド、レソトの5カ国による関税同盟である。
- 15) ASEAN新規加盟国は、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの4カ国のことを指す。
- 16) 真家陽一「中国のFTA政策」、渡辺利夫編『東アジア市場統合への道—FTAへの課題と挑戦』勁草書房、2004年、116～117頁。
- 17) ASEAN原加盟6カ国は、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ブルネイの6カ国のことを指す。
- 18) 馬田啓一・大木博己編『新興国のFTAと日本企業』ジェトロ、2005年、87～88頁。
- 19) 劉曙光・竺彩華「中国—东盟相互投資：特点、問題与前景」『国際経済合作』、2004年、10頁。
- 20) 大西康雄編『中国・ASEAN経済関係の新展開—相互投資とFTAの時代へ—』アジア経済研究所、2006年、193～194頁。
- 21) 朱炎「中国企業の対外投資とグローバル経営」富士通総研（FRI）経済研究所『研究レポート』No.232、2005年、11～13頁。
- 22) 『2003年度中国対外直接投資統計公報』、1頁。
- 23) 『2007年度中国対外直接投資統計公報』、3頁。
- 24) 真家陽一「中国の対ASEAN経済政策」、木村福成・石川幸一編著『南進する中国とASEANへの影響』ジェトロ、2007年、58～60頁。
- 25) 同上論文。

[参考文献]

[日本語文献] (五十音順)

- 内田宏・堀太郎編著『ガットー分析と展望―』日本関税協会、1959年。
- 浦田秀次郎・深川由起子編『東アジア共同体の構築 2 経済共同体への展望』岩波書店、2007年3月。
- ・石川幸一・水野亮編『FTAガイドブック』ジェトロ、2007年6月。
- 大西康雄編『中国・ASEAN経済関係の新展開―相互投資とFTAの時代へ―』アジア経済研究所、2006年。
- 『ジェトロ貿易投資白書』ジェトロ、2008年。
- 真家陽一「中国の対ASEAN経済政策」、木村福成・石川幸一編『南進する中国とASEANへの影響』ジェトロ、2007年。
- 「中国のFTA政策」、渡辺利夫編『東アジア市場統合への道―FTAへの課題と挑戦』勁草書房、2004年。
- 朱炎「中国企業の対外投資とグローバル経営」富士通総研（FRI）経済研究所『研究レポート』No.232、2005年。
- 張鴻「中国のFTA戦略」『国際開発研究フォーラム』、2007年。
- 馬田啓一・大木博己編『新興国のFTAと日本企業』ジェトロ、2005年。
- 二村泰弘「東アジアにおけるFTAの動向」『アジア研ワールド・トレンド』、NO.141。
- 増田雅之「『東アジア』をめぐる日中関係―日中関係の枠組転換を中心に―」、家近亮子・松田康博・段瑞聡編著『岐路に立った日中関係―過去との対話・未来へ模索―』晃洋書房、2007年。
- 三木敏夫「世界貿易機関（WTO）と自由貿易協定（FTA）―東アジア共同体の現実と展望」『札幌学院商経論集』第23巻第1号（通巻108号）、2006年。
- 箭内彰子「WTO体制とFTA―相反と補完の関係」『アジア研ワールド・トレンド』、NO.89、2003年。
- ロバード・ギルピン、古城佳子邦訳『グローバル資本主義 危機か繁栄か』東洋経済新報社、2001年。

[中国語文献] (ABC順)

- 劉曙光・竺彩華「中国―东盟相互投資:特点、問題与前景」『国際経済合作』、2004年。
- 『中国対外直接投資統計公報』、2003～2007各年版。

[ホームページ] (以下すべて2008年12月最終閲覧。)

- 中国自由貿易区服務ホームページ：<http://fta.mofcom.gov.cn/>
- 中国商務省投資指南ホームページ：<http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/wztj/wstztj/default.htm>
- 中国外交部ホームページ：<http://www.fmprc.gov.cn/chn/>

グローバル — 第 8 号 —

2009年 7月 1日 発行

発行者 江上 幸子

発行所 横浜市泉区緑園 4-5-3
フェリス女学院大学大学院
国際交流研究科
電話 045-812-8283